

令和5年度

宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書



イメージキャラクター
『ふくちゃん』

宗像市子どもの権利救済委員
むなかた子どもの権利相談室
「ハッピークローバー」

はじめに（巻頭言）

はぴくろ 10 周年記念－未来への期待と願い－

宗像市子どもの権利救済委員

河内 祥子

令和 5 年 4 月に「こども基本法」が制定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指して「こども家庭庁」が新たな行政組織として発足しました。これは、日本社会において「子ども中心の社会」へと向かう重要な一歩であり、私たちがこれからどのように子どもたちと共に社会を作り上げていくのかが問われる時代の幕開けでもあります。また、令和 5 年度は「ハッピークローバー」が活動を始めて 10 年を迎える節目の年でもありました。

「はぴくろ 10 周年記念秋まつり」では、小学生、中学生、高校生の 19 名からなる「はぴくろ子ども実行委員」が中心となって企画・運営を行いました。実行委員それぞれが子どもの権利に関するポスターを作成し発表したり、グループに分かれて来場者が楽しめるブースのアイデアを出し合ったりして、たのしいお祭りを実施することができました。こうした活動を通じて、自ら考え、行動する力が身につくのだと改めて感じました。

今回「はぴくろ子ども実行委員」として活躍してくれたみなさんもそうですが、興味を持ったことに自ら進んで行動することはとても大切です。私たちが自由や権利を持っているということは、多くの選択肢が用意されているということです。例えば、はぴくろのイベントに参加するかどうかを考えてみても、参加する自由もあれば、参加しない自由もあります。そして、その選択をどうするかはみなさん次第です。ただし、自由には必ず責任が伴います。選択した結果が自分にどのような影響を及ぼすのかを考えることが、自由を享受する上で重要です。例えば、朝食に何を食べるかを考えてみましょう。ご飯と味噌汁、チョコレートケーキなど、選択肢はたくさんありますが、栄養のバランスを考えず、毎日チョコレートケーキばかり食べていたら健康を損ないます。私たちは、自分が選んだ行動の結果に責任を持たなければなりません。選択肢が多いからこそ、どれが自分にとって最善なのかをよく考えることが大切です。

また、校則やおうちのルールは、一見すると私たちの行動を制限し、自由を奪うように感じるかもしれません。例えば、「18 時に家に帰る」というおうちのルールがあるとします。これも、みなさんが十分な休息をとり、健康的に成

長するために大切なものです。もちろん、このルールがすべての家庭や子どもに当てはまるとは限りません。他にも様々なおうちのルールがあると思いますが、みなさんの健全な成長をサポートするためにおうちの人的一生懸命考えて設けられているのではないかという視点を持つことも大切です。

それでも「こんなルールはおかしい！」と思うときは、先生やおうちの人と、なぜそのルールがあるのか、ないとどんな困ったことが起こるのかなど、一緒に考えてみましょう。一緒に考える中で、みなさんの成長や時代にあわなくなっているルールは変えることを提案していけばいいですし、一緒に考える中で自分がどんなに大事にされているかを知るきっかけになるかもしれません。

みなさんが思う以上に、私たちおとなは、みなさんの未来がより良いものになることを願っています。これが、記念すべき令和5年度に私が感じた思いです。みなさんが自由と責任を理解し、自らの選択を通じて充実した人生を送ることができるよう心から応援しています。

も く じ

はじめに（巻頭言） 宗像市子どもの権利救済委員 河内 祥子

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室	
(1) 子どもの権利救済委員・権利相談室	1
(2) 組織	1
(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ	3
2 子どもの権利救済・回復活動の概況	
(1) 相談活動の概況	5
(2) 救済申立て・発意	12
(3) 令和5年度の相談傾向	13
3 お手紙相談、オンライン相談、子ども向け相談受付、出張相談会	
(1) お手紙相談	14
(2) オンライン相談	16
(3) 子ども向け相談受付	16
(4) 出張相談会	16
4 子どもの権利救済・回復活動の実際	
(1) 相談対応・調整活動の事例	19
(2) 救済申立て・発意	25
(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）	26
5 広報・啓発活動	
(1) リーフレット・カードの配布	28
(2) 「はぴくろ通信」の発行	28
(3) 体罰防止のための活動	29
(4) 小・中学校での啓発活動	29
(5) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート	29
(6) 作成絵本の読み聞かせ	30
(7) 子どもの権利に関する図書館展示	30
(8) はぴくろ10周年記念秋まつり ～子どもの権利を知って つながれ・広がれ・新しい仲間たち～	31
(9) 日の里西小学校 家庭教育学級	32
(10) インスタグラムによる広報・啓発	32
6 令和5年度の総括と令和6年度に向けて	
(1) 令和5年度の総括	33
(2) 令和6年度に向けて	35
子どもの権利救済委員・相談員からのメッセージ	
・ 代表救済委員 藤田 裕子	37
・ 救済委員 奥村 賢一	38
・ 相談員からのメッセージ	39
参考資料	
・ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関するアンケート調査結果	43
・ 宗像市子ども基本条例と宗像市子ども施策	49
・ 宗像市子ども基本条例	52
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	61
・ 子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	71

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室

(1) 子どもの権利救済委員・権利相談室

宗像市子ども基本条例は、宗像市の子ども一人ひとりに保障される権利の内容を明らかにし、市民に子どもの権利を守ることを求めています。

それを確実なものとするために、子どもの権利が侵害された場合、子どもや関係者がそれを相談し、必要に応じて子どもの権利を回復するため、子どもの権利救済委員制度と子どもの権利相談室「ハッピークローバー」（通称：はぴくろ）を設けています。

子どもに関する公的な相談機関には様々なものがありますが、子どもの権利救済委員と「ハッピークローバー」は、専ら子どもの最善の利益の保障を目的に活動するために、独立性が尊重されることに特徴があります。

(2) 組織

① 宗像市子どもの権利救済委員とは（条例第 21 条、第 22 条）

ア 設置目的

子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため。

イ 主な対象

18 歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 体制（令和 6 年 3 月 31 日現在）

子どもの権利救済委員 3 人

藤田 裕子（ふじた ゆうこ）	弁護士（福岡県弁護士会）
河内 祥子（かわち しょうこ）	教育関係者（福岡教育大学 教授）
奥村 賢一（おくむら けんいち）	社会福祉士（福岡県立大学 准教授）

身分	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定される市の附属機関です。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としています。
任期	任期は 2 年で 3 人以内を市長が選任します。再任の制限はありません。
勤務	月 1 回の定例会議を開催し、子どもの権利侵害事例が発生した場合は、随時活動します。
職務 (条例 第 22 条)	(1) 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。 (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

② むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」とは

ア 相談体制（R6年3月31日現在）

子どもの権利相談員を4人配置し、子どもの権利救済委員と連携しながら、子どもの権利のために活動しています（臨床心理士、社会福祉士、教員免許保持者から採用）。

イ 主な対象

18歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 子どもの権利相談員について

職務 （条例施行 規則第6条）	（1）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 （2）子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。 （3）子どもの権利の普及に関すること。 （4）前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
-----------------------	--

エ 相談業務の開設及び設置場所

（ア）開設 平成25年4月1日

（イ）設置場所 宗像市役所西館1階 子ども支援課

（ウ）電話番号 0940-36-9094

子ども専用フリーダイヤル 0120-^{クローバー}968-^{よつばかな?}487

オ 相談日及び時間

（ア）相談日 毎週月曜～金曜日（土・日・祝日と年末年始は休み）

（イ）相談時間 午前10時00分～午後6時30分

カ 相談方法

電話・面接・手紙・オンライン相談

キ 愛称とイメージキャラクター

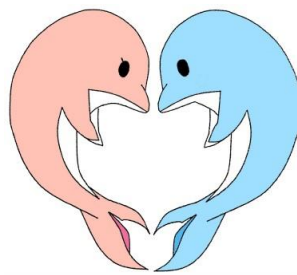
平成25年に、市内の子どもたちを対象として相談室の愛称を募集し、子どもたちの投票によって子どもの権利相談室に「ハッピークローバー」という愛称がつけました。

平成27年には、市内の子どもたちにイメージキャラクターを募集し、子どもたちの投票によって、表紙にも載っている「ふくちゃん」が採用されることに決定しました。

令和4年度には、子どもたちに「ふくちゃんの友だちキャラクター」を募集し、子どもたちの投票のもと「ルカちゃん・ルイクン」が新しいキャラクターとして追加されました。

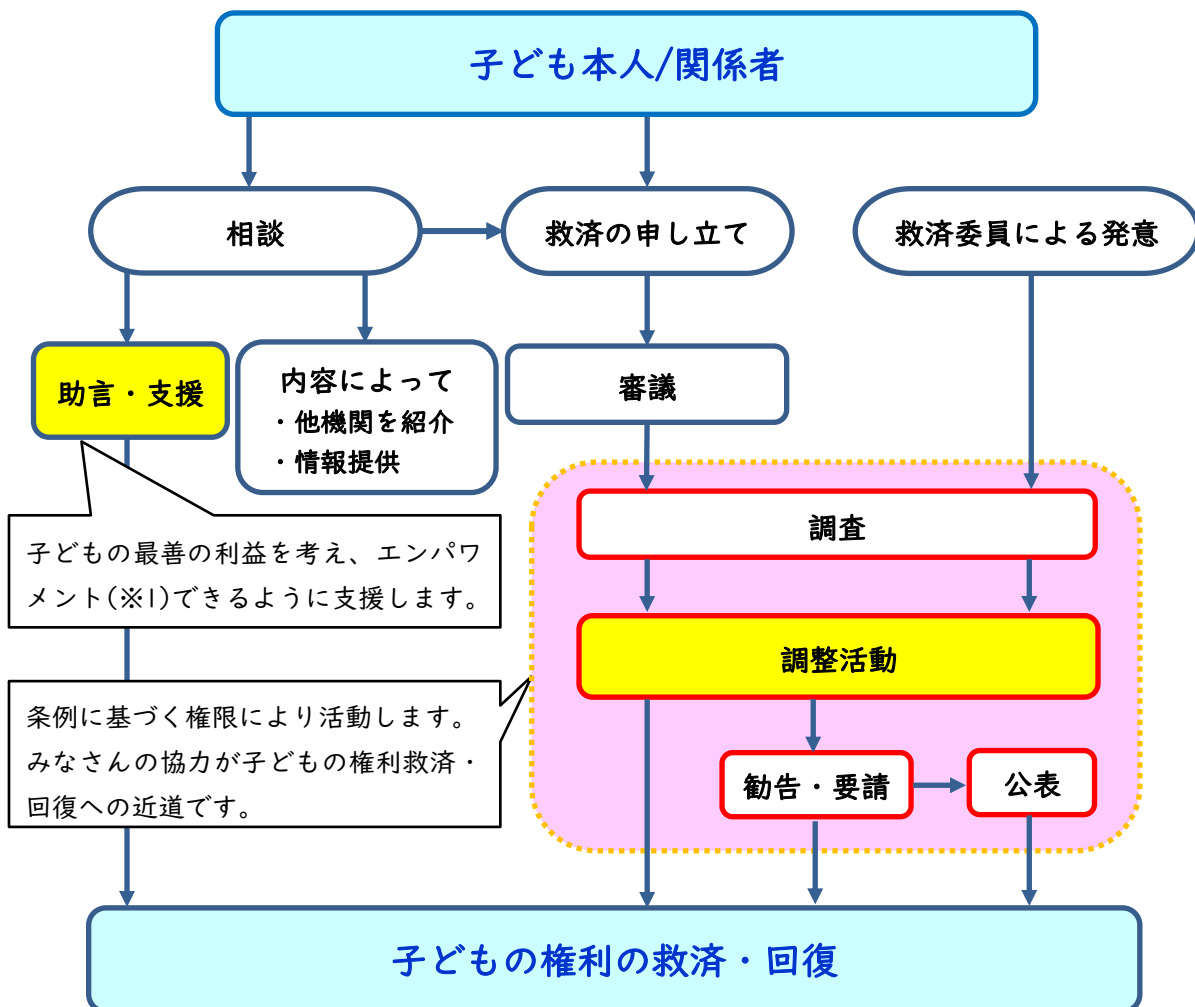


イメージキャラクター
「ふくちゃん」



友だちキャラクター
「ルカちゃん・ルイクン」

(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント： 個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくための社会的技術や能力を獲得すること。

- ① 審議
救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。
- ② 調査
客観的な事実関係を把握するために行います。条例第2条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。
- ③ 調整活動
問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。
- ④ 勧告
実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。
- ⑤ 要請
実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。
- ⑥ 公表
救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等の報告の内容を公表することができます。

2 子どもの権利救済・回復活動の概況

<「ハッピークローバー」の相談方法>

令和5年度は「電話相談」「面接相談」「お手紙相談」「オンライン相談」の4つの相談方法を開設しました。電話相談では、子ども専用フリーダイヤルを設置しています。

- [お手紙相談] 市内小・中学校内にはびくろポストを設置し、子どもたちからの相談を受けとめるものです。令和2年度から実施しています。また、令和5年度から料金受取人払いによるお手紙相談も開始しました。
- [オンライン相談] 設立当初より FAX 相談がほとんど寄せられていないことや、子どもたちが使用しやすい方法を鑑み、令和3年度の試行期間を経て、令和4年度より FAX 相談をオンライン相談へと変更しています。

※ 「お手紙相談」「オンライン相談」の詳細については p.14～p.16 を参照

<相談活動概況の統計>

令和5年度内に「ハッピークローバー」が受けた相談を、以下の項目で分析しました。

[相談活動の概況]
① 年間相談対応件数
② 相談者の内訳
③ 相談者・相談対象の子どもの学年 [実件数]
④ 相談内容 (全体・子ども本人からの相談)
⑤ 年代別にみた子ども本人からの相談内容 [延べ件数]
⑥ 1ケース当たりの継続回数 [実件数]
⑦ 相談方法別にみた相談件数 (令和4年度との比較)
⑧ 月別相談件数
⑨ 曜日別相談件数
⑩ 時間帯別相談件数
[救済申立て・発意]
⑪ 申立て・発意件数

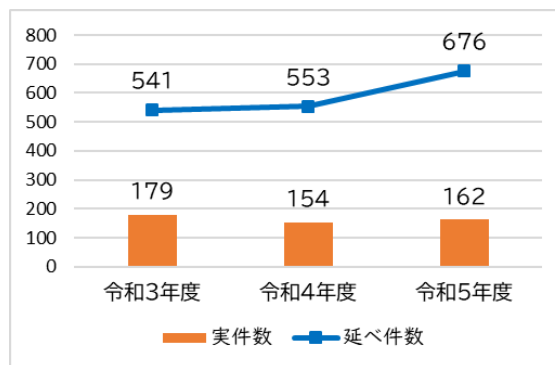
(1) 相談活動の概況

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに寄せられた相談は下記のとおりです。

① 年間相談対応件数

年間に受けた相談の実件数は162件、延べ件数は676件でした。令和4年度と比較すると、実件数は8件増え、延べ件数は123件の増加がみられました。

	R3年度	R4年度	R5年度
実件数	179	154	162
延べ件数	541	553	676



※ 実件数

新規相談件数＋再度相談件数

※ 新規相談件数

初めての相談の件数

※ 再度相談件数

前年度以前に相談があった人から、今年度になって再度相談があった初回の件数（例：R4年度に相談があった子どもから、R5年度になって3回相談があったときは、再度相談件数1件、延べ件数3件）。

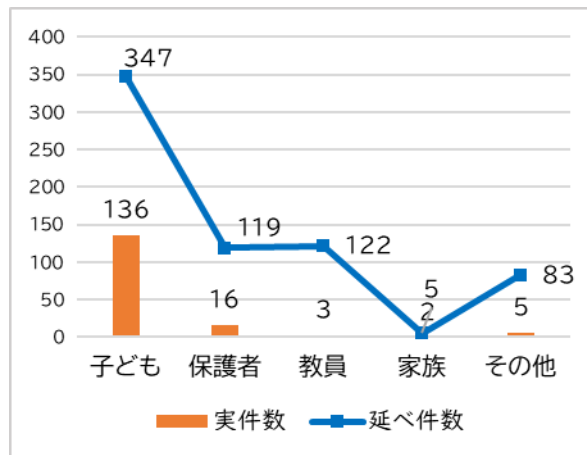
※ 延べ件数

総相談対応件数。「相談を受けた件数」と「相談に関して連絡・調整対応を行った件数」。（例：1人から5回の相談を受けた場合は、実件数1件、延べ件数5件）

② 相談者の内訳

実件数について、8割以上が子ども本人からの相談でした。延べ件数については、連携をはかった件数も含まれており、「子ども本人」「教員」「保護者」「その他」「家族」の順で多くなっていました。「その他」は関係機関と相談・連携した件数が主で、地域の方からの相談等も含んでいます。

	子ども	保護者	教員	家族	その他	合計
実件数	136	16	3	2	5	162
延べ件数	347	119	122	5	83	676



※ 家族

兄弟や祖父母など、保護者以外の親族からの相談を指します。

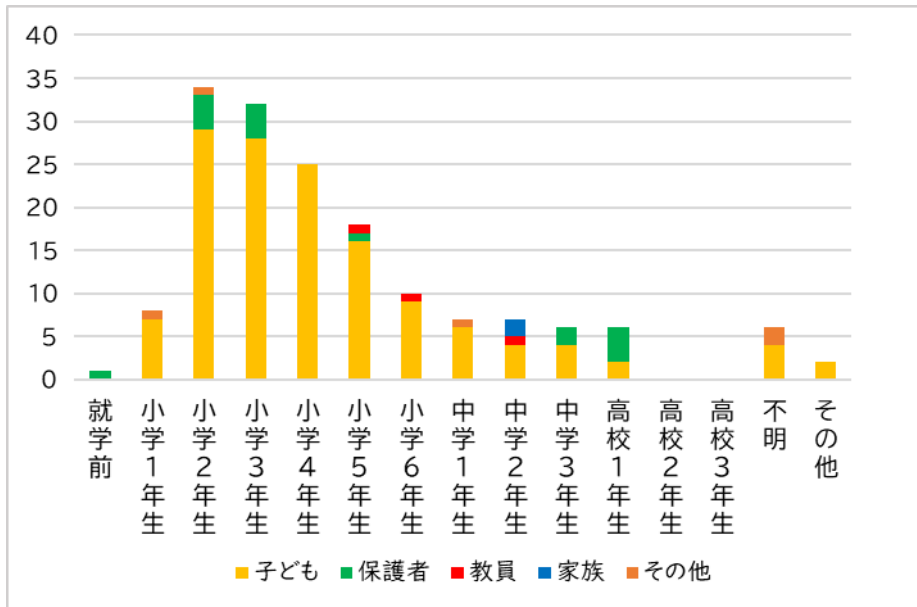
※ その他

それ以外の関係者や関係機関からの相談を指します。

③ 相談者・相談対象の子どもの学年 [実件数]

子ども本人からの相談について、小学生からの相談が多く、小学2年生、3年生、4年生の順で多くなっていました。保護者からは、幅広い年齢のお子さんに関する相談がありました。

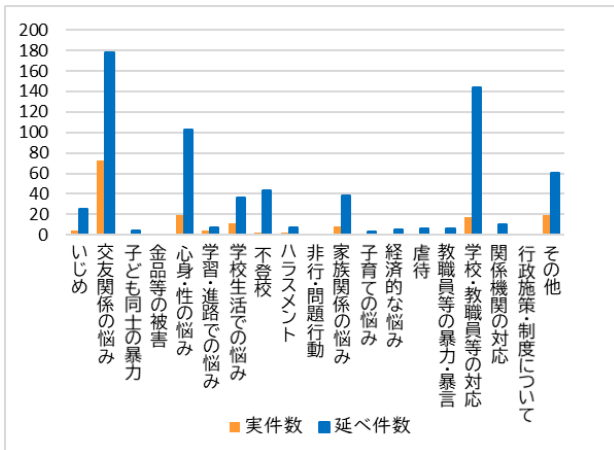
「教員」「その他」の実件数は、教員やその他（他機関や地域の方など）に「ハッピークローバー」への相談希望が寄せられ、話を受けた方から「〇〇でこまっている子が、ハッピークローバーへの相談を希望している」等と相談をつないでもらったケースが主となっています。



	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	不明	その他	計
子ども	0	7	29	28	25	16	9	6	4	4	2	0	0	4	2	136
保護者	1	0	4	4	0	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	16
教員	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
その他	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	5
合計	1	8	34	32	25	18	10	7	7	6	6	0	0	6	2	162

④ 相談内容（全体・子ども本人からの相談）

<全体の相談内容>



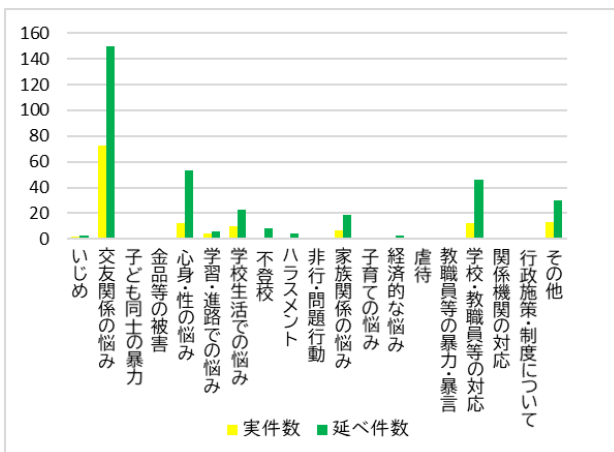
全体の相談対応件数（実件数 162 件、延べ件数 676 件）の内訳です。

延べ件数でみた相談内容は「交友関係の悩み（178 件 26.5%）」「学校・教職員の対応（144 件 21.3%）」「心身・性の悩み（103 件 15.2%）」の順で多くなっていました。

※ 「その他」の内容としては、遊びや雑談での関わりが主なもの、子どもとは直接関係のない内容等が含まれます。

	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動
実件数	4 2.5%	73 45.2%	1 0.6%	-	19 11.7%	4 2.5%	11 6.8%	2 1.2%	2 1.2%	-
延べ件数	25 3.7%	178 26.5%	4 0.6%	-	103 15.2%	7 1.0%	36 5.3%	43 6.4%	7 1.0%	-
	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
実件数	8 4.9%	1 0.6%	-	1 0.6%	-	17 10.5%	-	-	19 11.7%	162
延べ件数	38 5.6%	3 0.4%	5 0.7%	6 0.9%	6 0.9%	144 21.3%	10 1.5%	-	61 9.0%	676

<子ども本人からの相談内容>



子ども本人からの相談件数（実件数 136 件、延べ件数 347 件）の内訳です。

延べ件数で見ると「交友関係の悩み（150 件 43.1%）」「心身・性の悩み（53 件 15.3%）」「学校・教職員の対応（46 件 13.3%）」の順で多くなっていました。

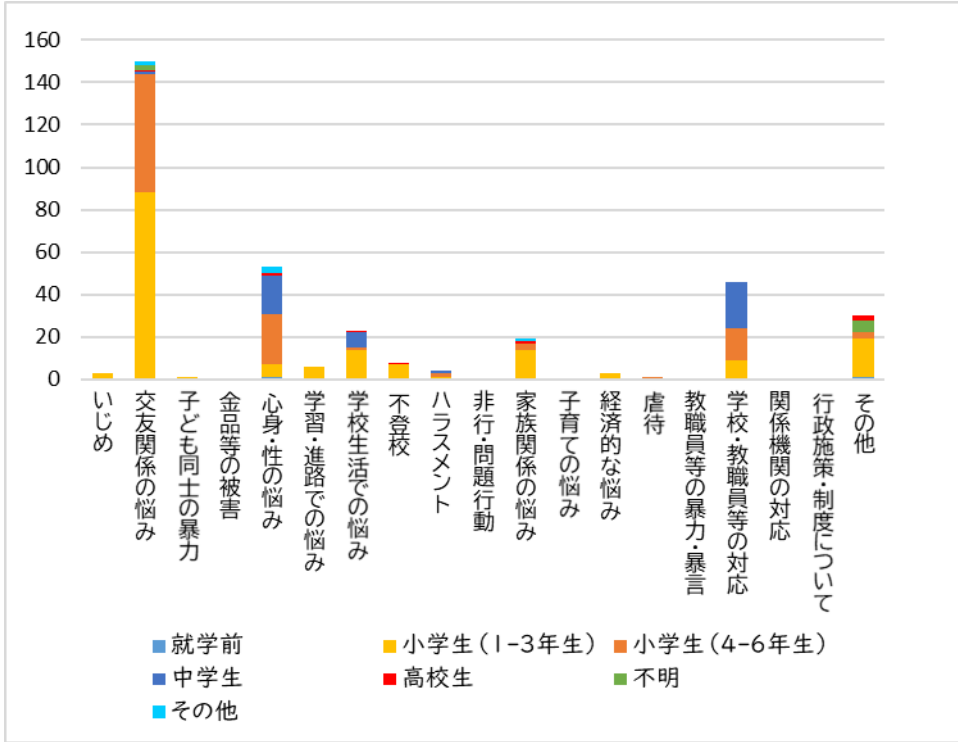
	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動
実件数	2 1.5%	73 53.8%	1 0.7%	-	12 8.8%	4 2.9%	10 7.4%	-	1 0.7%	-
延べ件数	3 0.9%	150 43.1%	1 0.3%	-	53 15.3%	6 1.7%	23 6.6%	8 2.3%	4 1.2%	-
	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
実件数	7 5.1%	-	-	1 0.7%	-	12 8.8%	-	-	13 9.6%	136
延べ件数	19 5.5%	-	3 0.9%	1 0.3%	-	46 13.3%	-	-	30 8.6%	347

⑤ 年代別にみた子ども本人からの相談内容 [延べ件数]

子ども本人からの相談延べ件数は 347 件でした。年代別にみると、小学 1-3 年生と小学 4-6 年生からは「交友関係の悩み」が多く寄せられており、中学生からは「学校・教職員の対応」、「心身・性の悩み」が多く寄せられていました。

※ 年齢の「不明」は、匿名での相談で年齢の確認がとれていない場合等を指します。

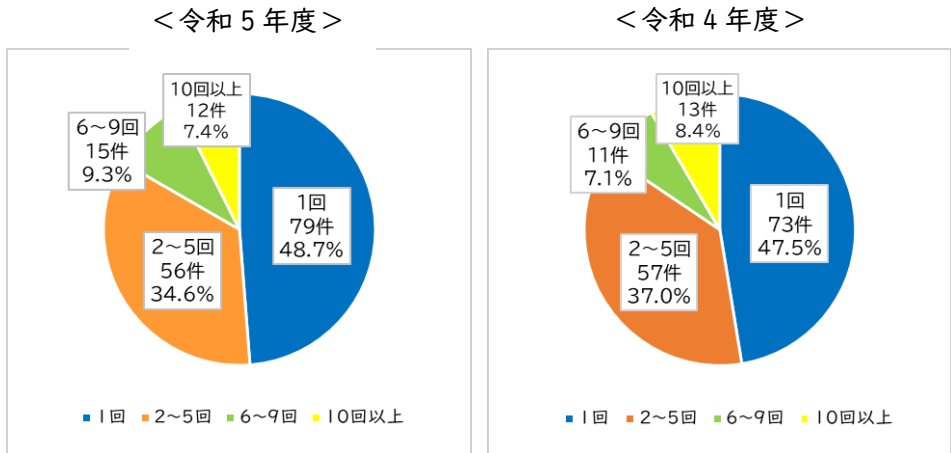
※ 年齢の「その他」は、18 歳以上になっても相談が継続している場合等を指します。



	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
就学前	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
小学生(1-3年生)	3	88	1	0	6	6	14	7	1	0	14	0	3	0	0	9	0	0	18	170
小学生(4-6年生)	0	56	0	0	24	0	1	0	2	0	3	0	0	1	0	15	0	0	3	105
中学生	0	1	0	0	18	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	22	0	0	6	55
高校生	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
不明	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
その他	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
計	3	150	1	0	53	6	23	8	4	0	19	0	3	1	0	46	0	0	30	347

⑥ 1ケース当たりの継続回数 [実件数]

令和5年度の継続回数は、1回が79件(48.7%)、2回以上が83件(51.3%)でした。令和4年度と比較すると「1回」「6~9回」の割合が微増していました。



	1回	2~5回	6~9回	10回以上	計
令和5年度	79	56	15	12	162
	48.7%	34.6%	9.3%	7.4%	
	2回以上 83 (51.3%)				
令和4年度	73	57	11	13	154
	47.5%	37.0%	7.1%	8.4%	
	2回以上 81 (52.5%)				

⑦ 相談方法別にみた相談件数 (令和4年度との比較)

実件数で見ると「はぴくろポストでのお手紙相談」、延べ件数で見ると「学校での面接相談」が多くなっていました。

※ 「オンライン相談」「その他」にて実件数0件と記載しているのは、実件数を初回相談時の相談方法にのみカウントしているためです(例:1人の子から初回電話相談があり、後日来所しての相談があった=[電話相談] 実1件、延べ1件、[面接相談(来所)] 実0件、延べ1件)

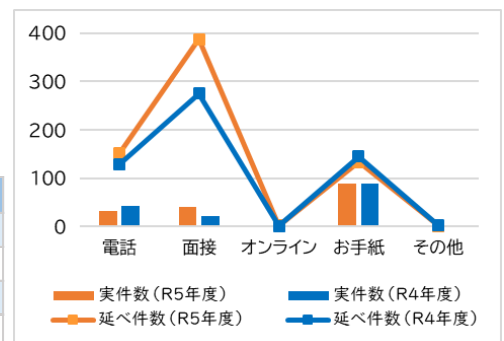
	電話	面接			オンライン	お手紙		その他	合計
		来所	学校	その他		はぴくろポスト	郵便ポスト		
実件数	32	9	31	1	0	88	1	0	162
延べ件数	152	110	248	29	2	132	2	1	676

＜令和4年度との比較＞

令和5年度は、延べ件数で見ると、お手紙相談が減り、電話相談・面接相談が増加していました。

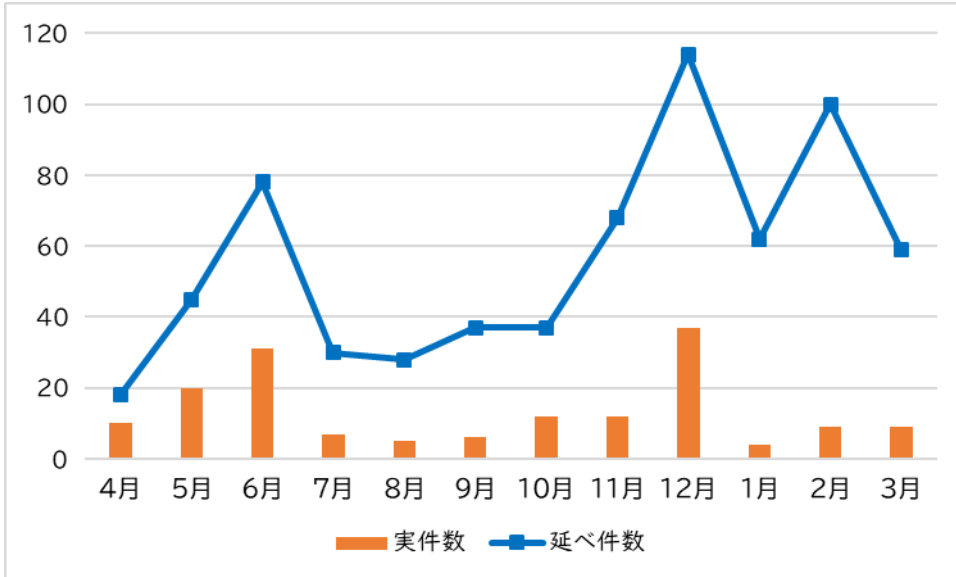
※ 出張相談会での面接・お手紙相談の件数は、各々「面接相談」「お手紙相談」の中に含まれています。出張相談会の詳細については、p.16を参考にしてください。

	電話	面接	オンライン	お手紙	その他	合計
実件数(R5年度)	32	41	0	89	0	162
実件数(R4年度)	43	21	0	90	0	154
延べ件数(R5年度)	152	387	2	134	1	676
延べ件数(R4年度)	129	275	1	145	3	553



⑧ 月別相談件数

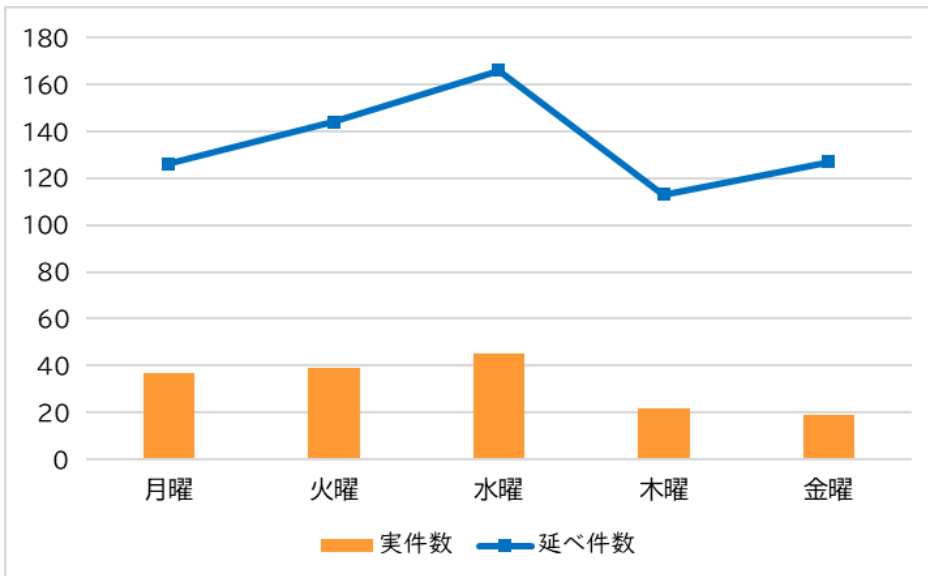
実件数を月別にみると、12月が一番多くなっていました。延べ件数の傾向として、新しい学年がスタートする4月に減少し、5・6月にかけて増加、その後長期休み期間は減少し、休み明けに再び増加していく傾向がありました。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実件数	10	20	31	7	5	6	12	12	37	4	9	9	162
延べ件数	18	45	78	30	28	37	37	68	114	62	100	59	676

⑨ 曜日別相談件数

相談件数を曜日別にみると、実件数・延べ件数共に、水曜日の相談が多くなっていました。



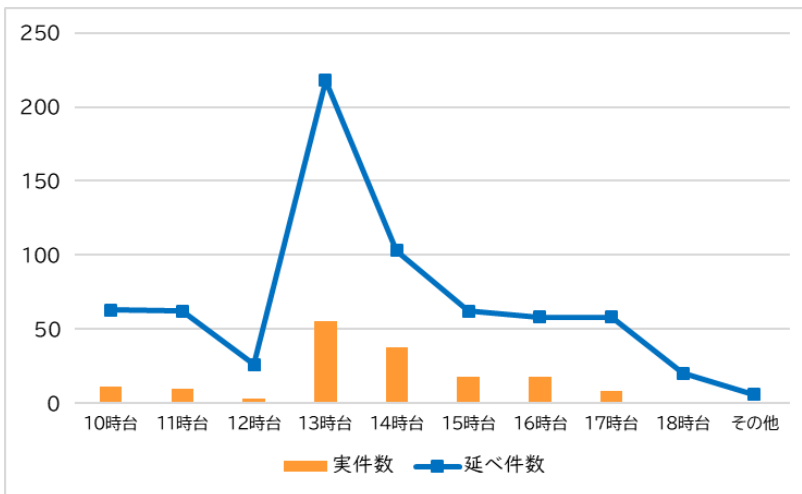
	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	計
実件数	37	39	45	22	19	162
延べ件数	126	144	166	113	127	676

⑩ 時間帯別相談件数

相談対応件数を時間帯別にみると、実件数・延べ件数共に 13 時台の相談が多くなっていました。これは学校での活動（お手紙からの面接相談、出張相談会など）を、学校の昼休みがある 13 時台前後に実施することが多かったためです。

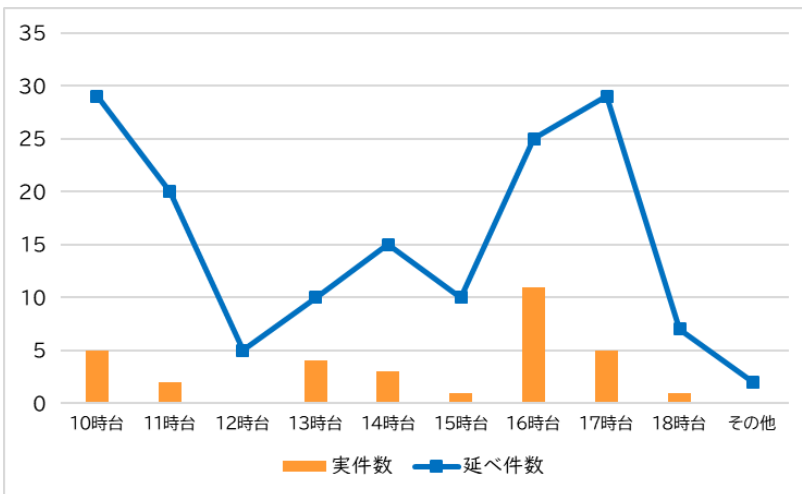
また、「電話相談」における相談対応件数を時間帯別に見ると、10 時、16・17 時台で相談が多くなっていました。10 時については、保護者からの相談や面談日程の調整、学校への協力依頼等をこの時間に行うことが多かったためだと思われます。16・17 時については、子どもたちからの相談が、学校が終わってからの時間に多く寄せられたためです。

<全体相談対応件数>



	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	11	10	3	55	38	18	18	8	1	0	162
延べ件数	63	62	26	218	103	62	58	58	20	6	676

<「電話相談」のみの対応件数（実件数 32 件・延べ件数 152 件）>



	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	5	2	0	4	3	1	11	5	1	0	32
延べ件数	29	20	5	10	15	10	25	29	7	2	152

(2) 救済申立て・発意

① 申立て・発意件数

令和5年度は、救済申立て・発意案件はありませんでした。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立て案件	1	0	0
発意案件	1	1	0

(3) 令和5年度の相談傾向

ア 全体的な相談の傾向

令和5年度の相談件数は、実件数162件、延べ件数676件であり、令和4年度と比較すると、実件数が8件増加し、延べ件数が123件増加していました。

相談者の内訳について、相談実件数162件のうち子ども本人が136件と、約84%が子どもからの相談でした。相談実件数の8割以上が子ども本人からの相談であり、例年通り“子どもの相談窓口”としての在り方は、継続できているように思われます。

相談者・相談対象者について、小学1～6年生から満遍なく相談が寄せられており、小学生以上の学年では、中学1・2年生からの相談が多くなっていました。相談内容として、小学生では「交友関係」の悩みが一番多く、中学生では「学校・教職員等の対応」、「心身・性」についての悩みが多くなっていました。

1ケース当たりの継続回数は、「1回」と「6～9回」の割合が若干増加していました。相談方法別件数では、延べ件数において電話相談と面接相談が増加していました。

月別の相談件数は、新学期が始まって徐々に相談が増加し、長期休みに入って相談が減少する例年通りの傾向がみられました。曜日別では水曜日の相談が多くなっていました。時間帯別相談件数について、学校での相談活動を昼休みの時間におこなうことから、13時台の相談が多くなっています。電話相談のみの対応件数でみると、午前中の10時台と夕方の16・17時台の件数が多くなっていました。

イ 救済申立て・発意件数

申立て・発意案件はありませんでした。

ウ 令和5年度の傾向

新型コロナウイルス感染症の五類化に伴い、約半数の小学校で出張相談会を再開したことから、相談件数が大幅に増加し、また、相談員と顔を合わせる機会が増えたことから「学校・教職員等の対応」や「心身・性」についての悩み等、まわりの人に言いづらい内容の相談が寄せられることが増えていました。

特に「学校・教職員等の対応」の相談が、家族からではなく、子どもたちからも多く寄せられたのは初めてのことでした。内容としては、「注意されたのがいやだった」といった日常のものから、詳しく両者から話を聴き、時間をかけて支援活動を進めたものまで、幅広い相談が寄せられましたが、その後の対応については、今の思いを伝え、よりよい対応や環境について学校や先生とも一緒に考えたいという子どもたちがほとんどでした。

宗像市子ども基本条例において、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談室が子どもの権利侵害からの救済及び回復のため活動するとされていますが、宗像市子ども基本条例ハンドブックでは『多くの場合、子どもは権利侵害を受けた関係や場所の中に戻って生活をしなければなりません。一方を被害者、一方を加害者として白黒をつけてしまうことは、その後の関係修復の支障となることが懸念されますので、関係するすべての関係がうまくいくように調整をしながら解決に向かわせる必要があります』とされています。子どもたちががやっとの思いであげてくれた声を、きちんと関係の改善へとつなげられるよう、これからも努めていきます。

3 お手紙相談、オンライン相談、子ども向け相談受付、出張相談会

〈令和5年度の実施状況〉

○ お手紙相談

令和2年度より実施しており、令和5年度も継続して実施しました。順次実施校を増やし、令和4年度には離島を除く全市立学校内に、はぴくろポストの配置が完了しました。また令和5年度から、郵便ポストに投函すると市役所に直接届く「郵便ポスト用お手紙相談用紙」を作成し、学校ではぴくろポストに投函しづらいと感じる子どもでもお手紙相談ができるようにしました。

○ オンライン相談

令和3年度に試行・調整したうえで、令和4年度から本格的に実施しました。

○ 子ども向け相談受付

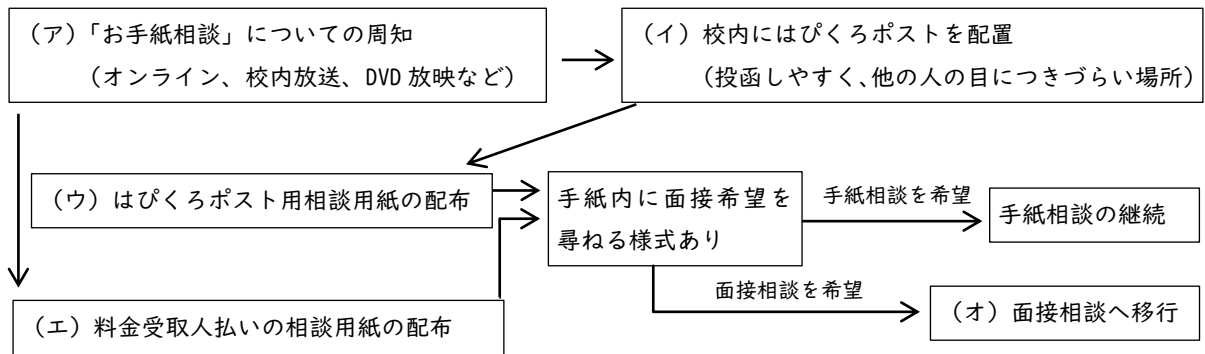
令和4年度から実施していたオンライン相談の受付（ロゴフォーム）を一新し、「子ども向け相談受付」を開始しました。こちらでは、それぞれの相談方法の説明の他に、面接相談とオンライン相談の予約受付ができるようになりました。

○ 出張相談会

コロナ禍における制限は解除され、令和5年度は4年ぶりに宗像市立小学校で出張相談会を実施しました。また、初めて地域のコミュニティ・センターでの出張相談会も実施しました。

(1) お手紙相談

① 実施概要



(ア) お手紙相談についての周知

宗像市立学校の全児童、生徒へ向けた啓発の際に、お手紙相談についても周知をしました。

(イ) 校内にはぴくろポストを配置

昨年に引き続き、宗像市立学校内の投函がしやすく目につきやすい場所に、はぴくろポストを配置しています。

(ウ) はぴくろポスト用のお手紙相談用紙を子どもたちへ配布

宗像市立学校の全児童、生徒へ向けて「はぴくろポスト用お手紙相談用紙」を配布しました。また、校内のはぴくろポスト近くにも相談用紙を設置しました。

(エ) 郵便ポスト用お手紙相談用紙の配布

宗像市立学校の全児童、生徒へ向けて「郵便ポスト用お手紙相談用紙」を配布しました。この用紙は折り曲げると、料金受取人払い郵便の封筒になり、差出人の金額負担はありません。

(オ) 面接相談へ移行

用紙の中で面接希望を尋ねます。面接を希望した子どもには、お手紙の返事で面接する場所と日時を提案し、都合が合えば面接へと移行、合わなければ再度調整という方法をとっています。



② 実施結果 (実件数 89 件、延べ件数 134 件)

○ <年代別相談件数 (延べ件数) >

	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学生	計
延べ件数	7	33	29	30	17	8	10	134

○ <相談内容 (延べ件数) >

	いじめ	交友関係の悩み	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路での悩み	学校生活での悩み	不登校	ハラスメント	非行・問題行動	家族関係の悩み	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策・制度について	その他	計
延べ件数	1	76	0	0	10	3	13	0	2	0	4	0	1	0	0	8	0	0	16	134

(2) オンライン相談

① 実施概要

- 相談者の希望日時に合わせ、ZoomまたはGoogle meetを使ってオンライン相談を行います。
- 令和5年度、オンライン相談の実件数は0件、延べ件数は2件でした。

(3) 子ども向け相談受付

① 実施概要

- 子ども向け相談受付の二次元コードを、子どもたちへ配布する通信やリーフレット等に掲載しました。また令和6年2月より宗像市内の小中学校で児童、生徒に貸し出されているタブレット端末のブックマークにも登録され、より気軽に相談受付ができるようになりました。
- 令和5年度、子ども向け相談受付からの相談件数は0件でした。市内の全児童、生徒に向けチラシ配布などを行いましたが、まだまだ認知されていない現状を受け止め、より周知に力を入れていきます。



子ども向け相談受付

(4) 出張相談会

① 学校での出張相談会

(ア)実施概要

子どもたちからの「学校に来てほしい」「相談できる場所を増やしてほしい」という声に応えるため、平成27年度から出張相談会を実施してきました。令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、実施することができておらず、令和5年度は4年ぶりの実施でした。小学校9校で計15回の実施となりました。

● 実施時期

<小学校>令和5年6月～令和6年2月のうち、1～3日間昼休みに実施。

<中学校>今年度は実施しておりません。

● 実施校

<小学校>河東西小学校、河東小学校、吉武小学校、玄海小学校、赤間小学校、自由ヶ丘南小学校、日の里西小学校、赤間西小学校、地島小学校の9校で実施。

● 実施内容

<小学校>

- なんでも相談コーナー
 - ・ 相談できる個別ブースを設置し、安心して相談できるように配慮しました。
- お手紙相談コーナー
 - ・ 相談用のお手紙用紙とポストを置いておき、お手紙でも相談できるようにしました。
 - ・ 返事は相談員が書き、渡す方法を配慮しながら返信をしました。

○ 遊びコーナー

- ・ 「ハッピークローバー」に親しみをもってもらえるよう、けん玉、折り紙、クイズ、かるた、イメージキャラクター「ふくちゃん」「ルカちゃん・ルイクン」のぬり絵などができる場を設営しました。

● 取り組み結果

- 小学校9校合わせて約700名の子どもたちが訪れてくれ、40件（面接23件、お手紙17件）の相談がありました（出張相談会内で行った面接、お手紙相談の実件数です）。
- 子どもたちの慣れ親しんだ場所で相談会を行うことで、子どもたちの様々な悩みにつながることができました。時間が足りずに話せなかった子どもや、心配が残る子どもに対しては、後日学校を訪問して面接の場を設けました。子どもからの希望を受けて、学校や関係者と連携しながら対応にあたったケースもありました。
- 出張相談会の実施後は「ハッピークローバー」への相談が増え、子どもたちとのつながりを構築するきっかけになったと感じました。また相談の中で、子どもたち自身が自分で解決策を考え行動できた事例もあり、子どもたちの「人に相談する力・頼れる力」を育む一助になったかと思えます。

(イ) 活動の様子

なんでも相談コーナー



お手紙相談コーナー



遊びコーナー



< 子どもの権利クイズ >



< ぬりえ >



< 子どもの権利かるた >



< ミニノート作り、昔遊びなど >

② コミュニティ・センターでの出張相談会

(ア) 実施概要

平日に学校や市役所で相談しづらい人でも相談できる機会をつくりたいと考え、今年度は初めて休日に地域のコミュニティ・センターで行う出張相談会を試みました。宗像市立学校に配布しているはぴくろ通信やInstagram等で周知を行いました。

● 実施日

令和6年2月18日(日) 10:00~12:00

● 実施場所

赤間地区コミュニティ・センター

● 実施内容

学校での出張相談会と同様、なんでも相談コーナー、お手紙相談コーナー、遊びコーナーを設け、子どもたちが気軽に立ち寄れるようにしました。なんでも相談コーナーは他のコーナーとは別室で準備し、相談者が安心して相談できるように配慮しました。

● 取り組み結果

- 小学1年生から6年生の8名の子どもたちと3名の保護者が訪れてくれました。
- 今回の出張相談会では相談はありませんでしたが、子どもたちといっしょに遊びながら、「ハッピークローバー」や子どもの権利についての周知を行いました。

(イ) 活動の様子



4 子どもの権利救済・回復活動の実例

(1) 相談対応・調整活動の事例

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例① 本人 中学生 友人関係の悩み 心身の悩み	<p>[導入]</p> <p>お手紙での相談にて「友だち関係で悩んでいて、学校へ行きたくない日がある。どうしたらいいだろうか?」という相談がありました。お手紙内にて、本人が会って相談することを希望していたため、以降定期的に面談をしました。</p> <p>[対応]</p> <p>初回時の本人の様子として、活発そうな見た目とは裏腹に、俯きながら話をする姿が印象的でした。友だち関係の悩みとして、クラスにやんちゃな子が数人おり、ふざけたりするため(特に班活動の時間)、きちんとしない姿がいらいらするし、注意をすると「そっちもしたやん?」等と強く言い返されて傷つくし、どうしたらいいか分からないとのこと。最近では学校へ行きたくない気持ちが出てきており、朝学校へ行く前に頭痛や腹痛が出てくるのをこらえながら登校している状態とのことでした。本人としては、今は耐えるのに精いっぱい、今後の見通しは立てられないとの話だったので、まずは色んな人の協力を得ながら、本人の心身状態を立て直すための環境づくりから始めることにしました。</p> <p>本人と打ち合わせをする中で、①担任の先生含め複数の先生にクラスの見守りをお願い、②つらい時は保健室で1時間休憩、③スクールカウンセラーへ心身について相談、④両親には念のため内科へ連れて行ってもらう、という協力をお願いすることになりました。本人としては、担任の先生と両親に対しては話ができそうだったとのことだったので、それ以外については、「ハッピークローバー」から学校の管理職へ協力依頼をかけ、「ハッピークローバー」と本人とでは、定期的に面談をしつつ、その後の状況等を踏まえながら一緒に考えていくこととなりました。</p> <p>学校の先生方の介入によりクラスが若干落ち着いたこと、相談できる窓口が増えたことで気持ちの整理ができやすくなったこと、普段一緒にいる友だちから力強い一言をもらったという素敵なエピソードがあったこと等から、本人の中の「頼れる人がたくさんいる」「いやなことがあっても支えてもらえる」という感覚が増えていき、同時に学校へ行きたくない気持ちに軽減がみられていきました。ただ、身体症状の訴えについては、内科にて異常はみられなかったものの、なかなか軽減がみられておらず、ある日の面談にて「実はもっと悩んでいることがあって」と、より本人が気になっていることについて語られます。加えて、この悩みについては、自分できちんと対処できるようになりたいという目標も語られたため、以降、定期的な面談を続け、本人の同意のもと、学校や他機関と連携をとりながら、対応にあたりました。</p> <p>[補足]</p> <p>友だち関係で余裕がない状態から抜け出す方法を考える過程を経て、より深い悩みについて共に考える関係が構築されたケースでした。「ハッピークローバー」が“子どもたちが話したいことであれば、なんでも相談として受け付ける”理由はここにあります。抱える悩みが大きければ大きいほど、子どもたちはそれを出すことを躊躇う傾向があるように思います(大人でもそうかもしれませんが)。今その子が話せることについて一緒にふれていく中で、「この人になら話せるかも」と思ってもらえるよう、努めていきたいと思います。</p>

相談者 所属 主要内容	相談および調整の内容
事例② 本人と 保護者 小学生 いじめ	<p>[導入]</p> <p>保護者から電話にて「子どもが友だちから、悪口や暴力など、いじめではないかと思うようなことをされている」「学校にも相談しているが、おさまる気配がない」との相談がありました。後日、本人も一緒に面談へと連れてきてもらい、本人と保護者から話を聴きました。</p> <p>[対応]</p> <p>本人から話を聴くと、友だちのAさんはどの子へも激しい行動があるが、その時折で決まった子へ集中的にしてしまう時期があり、現在は自分がターゲットになっているように感じるとのこと。Aさんの悪口や暴力については、理不尽さも執拗さもあり、本人としても傷ついていましたが、それでも、Aさんという時間は楽しく、激しい行動がおさまれば、仲良くしたいというのが本人の希望でした。保護者としては、あまり関わって欲しくないというのが本音とのことでしたが、「本人が仲良くしたいというのであれば、それは本人の意思に任せます」と言ってくださいました。そのため、今後の方針として、まずはAさんから本人が被害を受けてしまうことを減らし、かつ被害を受けた際に、すぐに守ってもらえる環境を整える中で、Aさんとの良い付き合い方をみつけていくこととしました。</p> <p>本人から、学校とも一緒に対応を考えてほしいという希望があったため、学校へお話をききにきました。Aさんの行動によるトラブルは多岐に渡っており、本人含めクラスで被害を受けてしまう子を減らす対応と、激しい行動をとってしまう子への対応について、教育委員会とも連携をしながら検討しているとのことでした。そのため、学校と共に教育委員会とも定期的に話し合いをし、その都度本人と保護者へ面談・連絡をしながら対応について調整をおこないました。Aさんの激しい行動が軽減していくまでには時間が必要でしたが、本人が何かあった時には助けを求められる体制が整い、定期的に学校から本人と保護者へ聴き取りがなされ、Aさんと家族にも聴き取りや介入がなされていることが伝わる中で、本人と保護者に安心感がみられていきました。その後、Aさんの調子次第などころはあるようでしたが、学校のサポートのもと、本人の希望通り、Aさんと仲良く遊べる時間もだんだんと増えてきたようで、本人からも「時々いやなことはされるけど、先生に相談できるから大丈夫。(Aさんとは)ま、うまく付き合っていけそうかな」との言葉がみられたので、定期的な学校からの聴き取りにて見守りとしています。</p> <p>[補足]</p> <p>「ハッピークローバー」は、子ども本人からの希望を受けて(例外として緊急性が疑われる場合等)、他機関との連携・調整をおこないます。このケースにおいても、本人が被害を受けている状況を改善し、本人の希望であるAさんとの関係改善に向けて、本人、保護者、学校の先生方、教育委員会と協同しながら関わっています。反面、我々の機関は市の附属機関という位置付けであり、調査機能を有することから第三者性も担保しなければならず、他機関との関係の在り方については、日々検討を重ねているところです。</p> <p>この相容れない関係を他機関に許容してもらうためには、『救済機関と連携したり、救済機関が調整に入ると、子どもたちが元気になる、子どもたちを支える環境が整う』と、他機関に感じてもらえるケースを積み重ねていくしかないように思っています。年々他機関との連携・調整の機会は増えており、相談件数の増加と共に、相談内容は複雑化してきているようにも感じますが、これからも1つ1つの相談に対し、子どもたちのため丁寧に向き合っていく中で、他機関と“一線は置きつつも良好な関係”を続けていければと思います。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例③ 本人と 保護者 高校生 学校生 活の悩 み	<p>[導入]</p> <p>母親より「子どもが連休明けからモヤモヤしていて、登校しぶりになっている」「子どもから、つらい気持ちを吐露されているが、親としてどう対応すればいいのか相談したい」との連絡がありました。母親から子どもへ、声掛けをしてもらったところ、子ども本人も来談できるとのことだったため、母子ともに来所し、別々で面談をすることになりました。</p> <p>[対応]</p> <p>子ども本人からあまり発言がなく、言葉で伝えることが苦手なのかもしれないと思い、ペンと紙を用意し相談員の質問に対し気持ちを書いてもらうような形式で面談を行いました。本人からは、自分で決めた学校なのに行けなくなるかもしれない不安や焦りから、思い悩みすぎてしまったり、どうすればいいか分からなくなったりしている状態であることが出てきました。</p> <p>そこで、①考えすぎてしまう内容はどのようなことか、②これからどうしていきたいと思っているのかを一緒に整理していくことにしました。①については、「学校に行きたくない気持ち」や「自分の気持ちを伝えるのが苦手」なことについて、考えすぎてしまうことが多く、自分が悪いことをしているような、人に迷惑をかけているよう気持ちになるということだったため、それらは決して悪いことでも迷惑なことでもないことを伝えました。また、“考えすぎてしまった”ときに、どう発散できるかが大切なことを伝え、本人の趣味や特技、好きなことについて話をしました。次第に、紙に書くことに加え、自ら発言して教えてくれることも増えていきました。②について、「このままだと、ずっと学校へ行けなくなり、迷惑をかけてしまいそうだから、そうならないため今はゆっくりしたい」と気持ちを聴かせてくれました。学校を休んでなにも考えない時間をつくり、普段通りに家族と過ごしたい。ただ、迷惑をかけているような感じから、ゆっくりしたいことを自分からは母親へ言えないとのことだったため、相談員から母親へ伝えることにしました。</p> <p>一方、母親からは、思春期を迎えた子どもへの対応に悩んでいること、登校に関しては、子どもが選んだ学校だから、なんとか通ってほしいという気持ちがあることが語られました。本人の気持ち、母親の気持ちを共有し、今後について三者で話し合った結果、本人希望の“今はゆっくりしたい”を家庭で取り入れることとなり、母親から学校に連絡をしてくれることとなりました。相談や調整をする際には、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）が力になってくれることを伝え、病院への受診も検討しているとのことだったため、他機関を紹介する係へと繋ぎました。</p> <p>その後について、ゆっくり過ごす時間がとれる中で、本人の気持ちにも改善がみられ、今後の登校ペースについて、学校と一緒に考えることができている等、前向きに進んでいると母親から連絡があり、また何かあった時はいつでも相談してほしいことを伝え、終結としました。</p> <p>[補足]</p> <p>相談者によっては、“相談したいけどなにを言えばいいか分からない”“相談してどうなるのか不安”など、「相談する」ことに対し不安感や恐怖感のようなものを感じて、来所する場合があります。今回のケースでは、「自分の気持ちを伝えることで何か言われるのではないか」と不安を感じているようでした。短い面談時間のなかで、信頼を得るのは難しいため、せめて、相談してくれたことへの感謝は伝え、「いつでも味方だよ」という気持ちを相談員から伝えることを常に意識して受容・傾聴に努めています。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例④ 本人 小学生 交友関 係の悩 み	<p>[導入]</p> <p>出張相談会の遊びブースにて、相談員に声をかけてくれた子がいました。相談ブースに移動して話を聞いたところ「友だちに嫌なことを言ってしまったとき、どうしたらいいか、また友だちから悪口を言われ、それに対し言い返してしまったとき、どうしたらいいか相談したい」との相談があったため、詳しい話を聴くことにしました。</p> <p>[対応]</p> <p>友だちに悪口を言ってしまったり、逆に言われるようなことがあったりと、具体的な出来事が起きたわけではなく、ただ「どうしたらいいか」と疑問に感じたため相談してくれたとのことでした。相談員からは、悪口を言ってしまったときや、言い返してしまったあとの対応として、①悪かったなという気持ちを「ごめんね」という言葉で伝えること、②事情や理由があるときには相手に伝えてみること、③友だちから「やめてほしい」と言われたときには言わないこと、大きく上記3つを伝えました。</p> <p>本人の過去の体験談として、友だちから悪口を言われ、「どうして言われているのかな」「言わないでほしい、やめてほしい」と思ったことがあるとのことでした。そのため、自分自身が友だちに対して悪口を言ってしまったときには、「ごめんね」という気持ちや言ってしまった理由を伝えようと思っているが、うまく伝えられるか不安に思っているという気持ちを教えてくれました。うまく伝えられるか不安な時に、相談できそうな人としては、家族、先生、友だち、「ハッピークローバー」の相談員と、たくさんの人が挙げられたため、その都度、悩んだ時には話せる相手と考えていけば大丈夫であることを伝えました。また、しっかり自分自身の気持ちを整理して、理由を伝えようと思っていることは、とてもいいことだと思うことも話しました。</p> <p>出張相談会の開催は昼休みの時間ということもあり、あまり時間が取れなかったため、「ハッピークローバー」のミニカード（電話番号の記載があるもの）を渡し、またいつでも相談してほしいことを伝えて終了となりました。</p> <p>[補足]</p> <p>私自身、出張相談会の参加が初めてだったこともあり不安がりましたが、想像以上にたくさん子どもたちが来てくれました。相談ブースに直接来る子もいましたが、遊びブースから相談に繋がる子どもも多く、遊びを通して相談員を知り、「話してみようと思った」ことを教えてくれました。</p> <p>今回のケースでは、「自分が悪口を言ってしまったら…」と、まだ出来事は発生していないものの、対人関係に不安を感じているような相談でした。対人関係がこじれてしまったとき、相手のことを考えつつも「自分自身はどうしていきたのか」「こじれたきっかけはなんだったのか」を改めて整理してほしいと思い、上記の②に重きを置いて話をしました。</p> <p>相手のことばかり気にして自分の気持ちを伝えられずモヤモヤが残ってしまったり、逆に相手のことばかり非難してしまったりすると、いままで築いた関係性が、ふとしたきっかけで崩れる可能性があります。崩れてしまった関係を立て直すのには築いてきた倍以上の時間がかかるし、崩れた環境は相談者にとって簡単に切り離せるものでもありません。少しの不安でも相談してほしいと思いますし、子どもたちの素朴な疑問や悩み、不安感に寄り添い、「ハッピークローバー」はさまざまな予防につながる支援も心掛けています。</p>

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例⑤ 本人 小学生 交友関 係の悩 み	<p>[導入]</p> <p>お手紙相談にて、「友だちからいじわるをされる」と相談がありました。お手紙内で、本人が会って相談することを希望していたため、学校のお昼休みに面談を行うことになりました。話を聴いてみると、お手紙では、友だちのことについて書いてくれていましたが、子どもたちが気持ちを伝えたい相手は担任の先生とのことでした。</p> <p>[対応]</p> <p>面談には、友だちと4人でできてくれました。4人はいつも特定の相手と喧嘩をしており、先生に相談しているようですが、「先生はいつもお互い様と言って、相手の言い分ばかり聞いている。もっと自分たちの話も聞いてほしい」と思っていることを話してくれました。</p> <p>子どもから、先生に直接気持ちを伝えたい、「ハッピークローバー」も一緒にいてほしいとの要望があったため、先生と子どもが話をする場に相談員も立ち会うことになりました。あらかじめ、何を先生に伝えるのか子どもと打ち合わせをし、「ハッピークローバー」は子どもが上手く気持ちを伝えることができないときにサポートすることにしました。</p> <p>4人は、モヤモヤしている気持ちを先生に伝え、それに対して先生も、しっかりと思いを受け止めた上で、指導の意図や先生が協力できることなどを丁寧に説明してくれました。4人は先生と話ができたことでモヤモヤが少なくなり、すっきりした様子でした。</p> <p>その後の面談では、いつも喧嘩をしている相手との付き合い方について、自分たちの行動を振り返ることができ、①嫌なことをされたらやり返すのではなくやめてほしいと伝える、②それでも嫌なことをされるときは相手から離れたり、先生に相談する、③自分たちも相手に嫌なことはしないように気を付けることになりました。</p> <p>後日、様子を尋ねると、「自分がやさしくしたら相手もやさしくなった」「自分たちで解決できないときは先生に協力してもらっている」と、喧嘩をしていた相手や先生との関係が良い方向に向かっているとのことで、面談は終結となりました。</p> <p>[補足]</p> <p>子どもには、「意見を表明する権利」があります。子どもが意見を表明するためには、大人の理解と協力が必要不可欠であり、大人は子どもの意見をしっかりと受け止め、尊重することが求められます。子どもが安心して自分の気持ちや考えを表現できるようサポートすることも、私たち「ハッピークローバー」の役割だと考えています。子どもにとって最善の利益とは何か考慮した結果、子どもの言い分全てが受け入れられないこともあります。そのような場合にも、子どもが納得できるまで、一緒に考えながら寄り添っていきたいと思います。</p>

相談者 所属 主要内容	相談および調整の内容
事例⑥ 本人 小学生 交友関係の悩み	<p>[導入]</p> <p>お手紙相談にて、「自分がやっていることを全然ちがうように言われ、それを周りの人に言いふらされる」と相談がありました。お手紙内で、本人が会って相談することを希望していたため、学校のお昼休みに面談をすることになりました。</p> <p>[対応]</p> <p>学校に会いに行くと、最初に「ハッピークローバー」に相談するまでの経緯と相談の内容を詳しく話してくれました。聞くと、昼休みに一人で習い事(ダンス)の練習をしていたところをクラスのBさんに見られ、Bさんが(実際の動きとは異なる動きをしてバカにするような行動をしながら)「一人でこんなことしてたよ～」と周りの児童に言い出したとのことでした。まわりの児童からも毎日「その動きをしてよ」と声をかけられ、本人は「全然違うのに」とうんざりしていたとのこと。本人が担任の先生に相談し、Bさんとの話し合いの場を設けてもらい、「違うことをみんなに言いふらさないで」と言うことができたそうです。しかしBさんは口では「ごめんね」とは言うものの、その後も同じ状況(周りの人に違う動きを見せてバカにするような行動をする)が続いていたとのこと。言葉での謝罪はもらったが、対応が変わってないことにモヤモヤがつり、今回「ハッピークローバー」に相談してくれたとのことでした。</p> <p>本人との話の中で、モヤモヤの原因が「Bさんの対応が変わっていないこと」や「自分が嫌な気持ちになっていることを知ってほしい」という考えからくるものだとわかりました。そこで、素直に本人の気持ちを伝える作戦を一緒に考えました。直接話すと緊張するため、お手紙で思いを伝えることに。経過はまた教えてくれるとのことだったので、その日の面談は終わりました。</p> <p>後日、はぴくろポストに「一緒に考えた作戦うまくいきました。ありがとうございました！」というお手紙が入っていました。本人が相手に気持ちを伝えることができ、モヤモヤの解消ができたため終結としました。</p> <p>[補足]</p> <p>子ども自らがモヤモヤの原因を見つけることができ、解決に向かって行動できたケースでした。何でモヤモヤしているのか、どうしたらモヤモヤが解消するのかを一緒に考える中で、「Bさんとはこれからも仲良くしたい」「けんかはしたくない」という言葉もあり、Bさんへの本人の気持ちの伝え方を意識しました。</p>

(2) 救済申立て・発意

令和5年度に行った申立て案件・発意案件は0件でした。

(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
1	4月14日(金) 14:30~16:30	・今年度の活動概要について ・ケース検討、調査案件について	・代表救済委員の選出
2	5月12日(金) 14:30~16:30	・ケース検討、調査案件について ・リーフレットについて	・検討中ケースの進め方の確認 ・リーフレットデザインの決定
3	5月19日(金) 15:30~17:30	・ケース検討 ・令和4年度活動報告書について	・検討中ケースの進め方の確認
4	6月9日(金) 14:30~16:30	・ケース検討 ・郵便ポスト用お手紙用紙について ・10周年記念イベント、家庭教育学級について	・検討中ケースの進め方の確認 ・家庭教育学級の講話者の決定
5	6月16日(金) 14:30~16:30	・ケース検討 ・10周年記念イベントについて	・検討中ケースの進め方の確認
6	7月7日(金) 14:30~16:30	・ケース検討 ・職務執行要領の改定について	・検討中ケースの進め方の確認
7	7月21日(金) 14:30~16:30	・ケース検討 ・救済委員会議日程について ・職務執行要領の改定について	・下半期の救済委員会議日程の決定 ・職務執行要領の改正案の決定
8	8月4日(金) 14:30~16:30	・ケース検討 ・10周年記念イベントについて	・検討中ケースの進め方の確認
9	9月8日(金) 14:30~16:30	・ケース検討 ・家庭教育学級について	・家庭教育学級の役割分担
10	9月22日(金) 14:30~16:30	・ケース検討 ・10周年記念イベントについて	・イベント当日の役割分担
11	10月27日(金) 14:30~16:30	・市長報告について ・ケース検討 ・家庭教育学級の報告	・郵便ポスト用お手紙相談用紙を地域に設置 ・次年度も家庭教育学級への参加を継続
12	11月10日(金) 14:30~15:30	・ケース検討 ・R5年度アンケートについて	・10周年記念イベントの最終確認 ・アンケート内容の決定
13	12月8日(金) 14:30~16:30	・ケース検討 ・10周年イベントの活動報告	・次年度も子どもの権利イベントを継続
14	1月19日(金) 14:30~16:30	・コミセン出張相談会について ・保育園、幼稚園での絵本読み聞かせについて	・コミセン出張相談会の内容の決定
15	2月2日(金) 14:30~16:30	・ケース検討	・検討中ケースの進め方の確認
16	3月8日(金) 14:30~16:30	・ケース検討 ・R5年度アンケート結果について	・次年度の活動予定、方針の決定

5 広報・啓発活動

○ 活動概要

令和5年度は、宗像市子どもの権利救済委員及びおなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が活動を始めて10周年を迎えました。例年行っている活動に加え、出張相談会の再開や設立10周年を記念した、「はびくろ10周年記念秋まつり～子どもの権利を知って つながれ・広がり・新しい仲間たち～」というイベントの開催等、新しい活動を追加しながら広報・啓発活動を行いました。

※ 発行物（リーフレットや通信など）やアンケートの結果等は、宗像市HPのおなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のページ内に載せています。

項目	実施時期	対象等	備考
配布物			
(1) リーフレット・カード	7月		全児童生徒に配布（約11000部）
(2) はびくろ通信 第22号 第23号 第24号 第25号 お祝い号	5月	市立学校（21校）、県立宗像中学校、宗像高等学校、東海大学付属福岡高等学校	「はびくろお手紙相談」の紹介 はびくろ子ども実行委員の募集
	7月		新たな相談方法「郵便ポスト用お手紙相談用紙」の紹介
	10月		はびくろ10周年記念イベントの周知
	1月		はびくろアンケート結果報告 コミセン出張相談会のお知らせ
	3月		市立中学校、県立宗像中学校を卒業する子どもたち
(3) 体罰防止チラシ・ポスター	1月～3月	子ども、市民等、子ども関係施設	体育施設等へ配布、掲示を依頼
小・中学校での啓発活動			
(4) 小・中学校における全校児童生徒へ向けての校内啓発	5-6月	市立学校	オンラインやDVDを使っでの啓発
(5) 「ハッピークローバー」についてのアンケート調査	12月	市立学校5年生と8年生	市立学校5年生951人 8年生908人 計1859人
(6) 小・中学校での出張相談会	6月～2月	希望する市立学校	ぬりえや昔遊びができるコーナーと相談ができるコーナーを用意し実施
地域での啓発活動			
(7) 図書館展示	11月	市民等	子どもの権利に関する啓発
(8) はびくろ絵本の読み聞かせ	1月～3月	市内の保育所、認定こども園、幼稚園、届出保育施設等	市内保育所等での絵本読み聞かせ
子どもの意見を聴く活動			
(9) 「はびくろ10周年記念秋まつり～子どもの権利を知って つながれ・広がり・新しい仲間たち～」	6月～11月	はびくろ子ども実行委員（19名） 市民等	はびくろ子ども実行委員が考えた子どもの権利の啓発（子どもの権利ポスターの発表や権利クイズ、かるた等）を実施
その他の活動			
(10) 日の里西小学校 家庭教育学級	9月	保護者向け	救済委員より「いじめ」をテーマに講座を実施
(11) コミセン出張相談会	2月	子ども向け	休日にも相談ができる場の設定

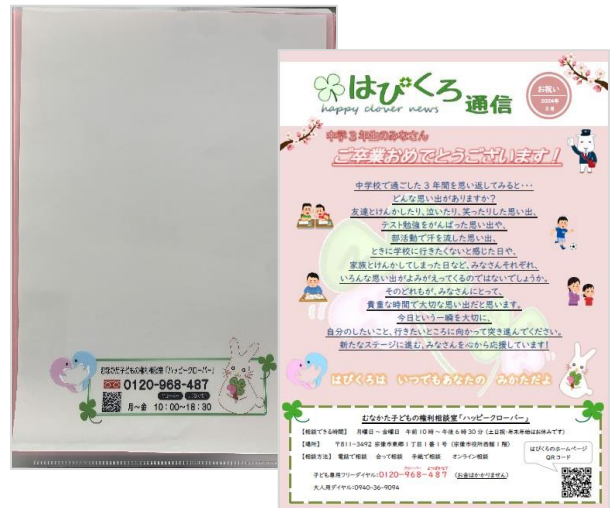
(1) リーフレット・カードの配布

宗像市立学校 (21 校)、福岡県立宗像中学校・高等学校、東海大学附属福岡高等学校へ配布をしました。イメージキャラクター「ふくちゃん」のお友だちキャラクター「ルカちゃん・ルイクン」の紹介の追加や、ミニカードの標語の変更等、一部変更を行いました。



(2) 「はぴくろ通信」の発行

「はぴくろ通信」を年4回発行し (第22-25号)、その中で、新たに追加した相談方法「郵便ポスト用お手紙相談用紙」の紹介や、はぴくろ子ども実行委員の募集や10周年記念イベントの告知、出張相談会の案内など、広報啓発を行いました。また例年通り、市立中学校と県立宗像中学校を卒業する生徒たちへ、通信特別号とクリアファイルを贈りました。



郵便ポスト用お手紙相談用紙の紹介

はぴくろ 10周年イベントの案内

中学校を卒業する生徒への
通信特別号とクリアファイル

(3) 体罰防止のための活動

令和2年度に体罰に関する相談が寄せられて以降、毎年体罰を防止するための広報啓発を行っています。令和5年度にはポスターを新しく作り直し、体育施設や各地区のコミュニティ・センターだけでなく、より市民の目に届くよう市内の商業施設や駅にも掲示依頼しました。



令和5年度
体罰防止ポスター

(4) 小・中学校での啓発活動

オンラインや校内放送、DVDなどを用いながら、市立学校の児童生徒へ向けて啓発を行いました。



啓発スライド内容(一部抜粋)

(5) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

平成26年度以降、市立学校の5年生、8年生を対象にアンケート調査を実施しています。令和3年度から引き続き、タブレットでチェックする形式で実施しました。

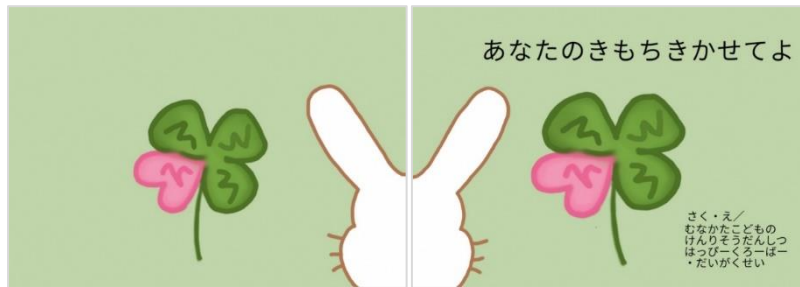
調査期間 令和5年11月28日(月)～令和6年1月15日(月)

対象者 宗像市立学校 5年生951人 8年生908人

※ 令和5年度アンケート結果については、p.43-48を参照

(6) 作成絵本の読み聞かせ

令和3年から4年にかけて、学生ボランティアと共に「つらい時には相談してほしい」ことを伝えるための絵本を制作しました。令和5年度は、かとう保育園、かとう西保育園、福岡教育大学附属幼稚園、野ばら第二保育園を訪問して読み聞かせを行いました。子どもたちに表現することの大切さを届けると同時に、「話したくないことは話さなくてもいいよ」ということも伝えています。子どもだけではなく子どもに関わる大人にも「子どもの権利」が身近なものであることを知ってもらい、子どもにやさしい環境をみんなでつくっていくことをめざしています。



読み聞かせ絵本（表紙・裏表紙）



制作風景



園訪問・読み聞かせ風景

(7) 子どもの権利に関する図書館展示

宗像市子どもの権利の日（11月20日）に合わせ、令和5年10月26日～11月30日の間、宗像市民図書館（中央館）において、相談室に関する掲示と共に、関連書籍の展示を行いました。展示する書籍については、図書館の図書司書に選定してもらいました。



(8) はぴくろ 10 周年記念秋まつり～子どもの権利を知って つながれ・広げれ・新しい仲間たち～

おなかつた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の設立 10 周年記念として、子どもたちといっしょに活動できる権利啓発イベントを計画しました。市内の学校から「はぴくろ子ども実行委員」を募集し、小学 2 年生から高校 2 年生までの子どもたち計 19 名の応募があり、令和 5 年 6 月から 11 月までの期間、月に 1 回集まり、企画や準備活動を行いました。イベント当日の運営も「はぴくろ子ども実行委員」を中心に行いました。

<子どもの権利ポスター制作>

「4つの子どもの権利」の中から伝えたい権利を選び、素敵な作品を描いていました。イベント当日には、選んだ理由や、ポスターに込めた想いをそれぞれ発表しました。

※「4つの子どもの権利」=「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」



ポスター制作・発表準備・本番

<ブース活動>

「はぴくろ子ども実行委員」が考えた、子どもの権利ポスターの絵を活用した「はぴくろかるた」や「子どもの権利クイズ」、「ハッピークローバー」のキャラクター「ふくちゃん」と「ルカちゃん・ルイくん」の選べるプラバンづくり、「〇〇な宗像市になってほしい」「こんなはぴくろがいい」といった希望や気持ちを書きことができる「はぴくろの木」の、大きく 4 ブースを作り活動しました。加えて、全てのブースでオリジナルスタンプがもらえる、スタンプラリーもあり、4 つスタンプを集めると、はぴくろ子ども実行委員が考えたデザインの缶バッジがもらえる特典がありました。随所に子どもたちの考えがたくさん詰まったイベントとなりました。



各ブース写真:左から、かるた・はぴくろの木・プラバンづくり・クイズ・スタンプラリー(缶バッジ)

(9) 日の里西小学校 家庭教育学級

宗像市教育委員会の事業に、保護者の家庭での教育方法を学ぶ機会を保障し、子どもたちの健全育成につなげるための「家庭教育学級」という事業があります。コロナ禍において、家庭教育の影響の大きさを改めて実感していたこともあり、令和4年度より家庭教育学級事業へ参入しました。日の里西小学校からの依頼を受け、今回は藤田救済委員より「いじめ」をテーマに学校で講話を行い、16名の保護者の参加がありました。

いじめの定義や子どもがいじめの被害者もしくは加害者になったときの対応の仕方など、実体験も交えながらお話していただき、参加された保護者からのアンケートには「実際に起きたときに、大人（親）が、どのような対応をすべきか考える時間がもてた」「いじめについて子どもと真剣に考えていきたい」といった感想が寄せられました。



講話の様子



スライド内容（一部抜粋）

(10) インスタグラムによる広報・啓発

「より相談室を身近に感じてほしい」「中・高校生の子どもたちにも相談してほしい」という思いのもと、令和3年7月7日に「はぴくろのインスタグラム」を開設し、継続して発信しています。相談室や子どもの権利の情報だけでなく、心がほっとするような内容や、問題を乗り越えるヒントになるような内容も入れた広報啓発となっています。大人の閲覧も多いことから、大人への広報啓発にも繋がっていると思われます。今後も投稿・コーナーを検討し、子どもに届く広報啓発に努めていきます。興味のある方は下記のQRコードから検索してみてください。



Instagram : @munakata_city_hapikuro968

6 令和5年度の総括と令和6年度に向けて

(1) 令和5年度の総括

令和5年度は、むなかた子どもの権利救済委員及び「ハッピークローバー」が活動を始めて10周年を迎えた年でした。コロナ禍で休止していた小学校での出張相談会の再開、地域での相談会の試行、実行委員の子どもたちと一緒に10周年記念イベントをつくりあげる等、たくさんの子どもたちと一緒に活動することができました。記念イベントでは、子どもの権利の周知と併せて“子どもの声を社会に届けること”をテーマとして掲げ、子どもたちが今感じていることや市に対する思いを来場者に対して発表しました。

① 相談活動について

ア 全体的な相談活動

- 令和5年度の相談件数は、実件数162件、延べ件数676件であり、令和4年度の実件数154件、延べ件数553件と比較すると、実件数が8件増加し、延べ件数が123件増加しています。
- 相談内容として、全体の相談対応件数(延べ676件)で見ると、交友関係の悩み(延べ178件)、学校・教職員の対応(延べ144件)、心身・性の悩み(延べ103件)の順で多くなっていました。
- 子ども本人からの相談件数(延べ347件)で見ると、交友関係の悩み(延べ150件)、心身・性の悩み(延べ53件)、学校・教職員の対応(延べ46件)の順で多くなっていました。
- 相談者の内訳として、実件数162件の内、子ども本人が136件であり、今年も多くの子どもたちが自ら相談をしてくれました。

イ はびくろお手紙相談

- 令和5年度、新たに「郵便ポスト用お手紙相談」として、子どもたちが切手を貼らなくても、学校以外の場所から相談できる料金受取人払いのお手紙相談用紙を作成・配布しました。
- 「お手紙相談」による相談件数は、実件数89件、延べ件数134件と、令和4年度と比較すると実件数は1件減少、延べ件数が11件減少していました。

ウ オンライン相談

- 令和5年度、オンライン相談の実件数は0件、延べ件数は2件でした。

② 調査活動について

ア 申立て・発意

- 令和5年度は、救済申立て案件・発意案件共にありませんでした。

③ 広報・啓発活動について

ア 活動の概要

- 宗像市立の小学校 14 校、中学校 6 校、義務教育学校 1 校に加え、県立中学校 1 校と県立高等学校 1 校、私立高等学校 1 校にリーフレットとカードを配布しました。
- 「はぴくろ通信 vol.22-25」を「小学生版」「中学・高校生版」に分けて発行・配布しました。中学校を卒業する子どもたちへ「はぴくろ通信お祝い号」とクリアファイルを配布しました。
- 体罰を防止するための活動として、新しいデザインのポスターを作成し、学校や子ども関連施設等へ掲示をお願いしました。
- 令和 4 年度に作成した絵本を、令和 5 年度も希望のあった 4 園へ読み聞かせに行きました。
- 宗像市子どもの権利の日（11 月 20 日）に合わせ、10 月末～11 月末まで宗像市民図書館において、相談室に関する掲示と、関連書籍の展示を行いました。

イ 子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

- 全体の 96.2%の子どもたちが「ハッピークローバー」を知っていると回答しており、例年通りの高い認知率となっています。
- これまでに相談室へ相談した人の感想は「とてもよかった・よかった」が 59.2%でした。
- 今後はぴくろがどうなれば相談しようと思いますか？という問いには、「相談員のことがもっと分かれば」という意見が多くありました。令和 6 年度は、子どもたちと顔を合わせる機会を増やしていきます。

ウ はぴくろ秋まつり ～子どもの権利を知って つながれ・広がれ・新しい仲間たち～

- 子どもの権利救済委員と子どもの権利相談室が設立された 10 周年を記念し、はぴくろ子ども実行委員を募集し、子どもたちと共にイベントをつくりあげる活動をしました。当日は「子どもの権利ポスターをつかって社会へ子どもの意見を届ける活動」と「子どもたちが考えた子どもの権利に関するブースの運営」を行いました。

エ 保護者への啓発

- 保護者の家庭での教育方法を学ぶ機会を保障し、子どもたちの健全育成につなげるための「家庭教育学級」という宗像市教育委員会の事業に参加し、希望のあった小学校 PTA にて講話を行いました。

オ インスタグラムの更新

- 令和 3 年度に開設したインスタグラムですが、令和 5 年度も継続して更新しました。大人の方が多くなっていますが、フォロワーも増加してきています。

(2) 令和 6 年度に向けて

令和 6 年度は、校内や地域での出張相談会、新しいお手紙相談の様式、子ども実行委員とのイベント等、令和 5 年度に開始した活動について、課題の整理や改善に努めていきます。相談方法の拡充、子どもたちと共に活動する機会の増加に伴い、相談件数が大幅に増加することや、相談員との関係を通じて心配な相談が増えることが予想されます。適切に調査・調整活動へつなげることも含め、子どもたちからの相談に対し、より丁寧な対応を心掛けていきます。

① 相談活動

- 令和 5 年度は、機関開設以降、相談件数が一番多くなっており、相談内容としても定期的に心配な内容が寄せられました。重大な権利侵害を発見し、調査・調整活動へつなげるための相談という意味合いもありますが、それに限らず、子どもたちが悩みや問題を乗り越える過程に寄り添い、子どもの権利を回復していく相談の機能を今後も大切にしていきます。
- 郵便ポスト用お手紙相談用紙やオンライン相談等、近年相談方法のさらなる拡充に努めていますが、まだ新しい相談方法を使つての相談は少ない状況があります。今後も子どもたちの使いやすさや周知方法等について検討していきます。
- 出張相談会について、令和 5 年度は小学校での相談会（約半数の学校にて）、コミュニティ・センターでの休日における相談会を実施することができました。令和 6 年度は、全小学校での実施を目指し、併せて、中学校での相談会、地域の施設やイベントでの相談会についても検討していきます。

② 調査活動

- 相談件数は増加傾向にありますが、救済申立て・発意案件は例年少ない状況があります。
- 調査・調整機能についての周知、子どもと大人の意向の傾向、相談活動との兼ね合い等、様々な要因が考えられ、短絡的に救済申立て・発意案件を増やせばいいというものでもありませんが、調査・調整機能をもつ機関として、より有効な救済申立て・発意の活動について検討していきます。

③ 広報・啓発活動

ア 活動の継続

- 機関の開設当初より、子ども向け啓発に力を入れており、現在の相談室の認知率の高さにつながっています。近年は保護者や地域への啓発にも取り組んでおり、大人からの相談や問い合わせも増えてきています。子どもたちからの高い認知率に加え、大人からも共に子どもたちを支える相談室として認知してもらえよう、活動を続けていきます。

イ 体罰防止の活動について

- 調査から派生した活動として、令和 2 年度から体罰防止について市民へ呼びかける活動を行っています。令和 5 年度には、地域へ配布する体罰防止ポスターのデザインを変更しました。令和 6 年度は、ポスターの配布・掲示依頼を継続し、追加で他の活動を検討していきます。

ウ アンケートの活用について

- 令和5年度、例年、市立学校5年生と8年生に実施している『むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」』についてのアンケート』の内容にいくつか変更を加えました。大きな変更点として、「相談室への希望」と「子どもたちの悩みの乗り越え方」についてより具体的に尋ねる項目を入れました。相談室への希望については相談室の在り方に活かし、子どもたちの乗り越え方については、人に相談することの大切さと共に周知をしていきます。

④ 子ども実行委員とのイベント開催について

- 令和5年度に行った10周年記念イベントの反響が大きく、はぴくろ子ども実行委員の子たちからも続けたいという声が多かったため、令和6年度にも、子どもたちとつくりあげるイベントを実施します。
- 令和6年度のイベントテーマについても、“子どもの権利を周知すること”と“子どもたちの声を社会へ届けること”を掲げ、子どもたちが今何を感じているのか、社会に何を求めているのかといった、子どもたちの声を集め、子どもたちが考える方法を通じて社会へ発信します。令和5年度のイベントを踏襲し、より多くの人に、子どもたちの思いに触れられる、素敵なイベントを子どもたちと一緒につくりあげていきますので、乞うご期待ください。

救済委員ってどんな人？

宗像市子どもの権利救済委員
藤田 裕子

宗像市子どもの権利救済委員に就任して3年が経ちました。子ども委員会や10周年秋祭りなどのイベント、家庭教育学級などでたくさんの方とお会いすることができて嬉しかったです。そしてそのなかで、「相談員や救済委員がどんな人か分かったら相談しやすくなる」という意見をもらいました。

そこで・・・

～今さらながらの自己紹介コーナー～

- 誕生日：1977年7月26日生まれ
- 血液型：A型
- 職業：弁護士
- 家族：夫、大学生の子ども、犬、猫2匹
犬は柴犬、猫は茶トラと三毛
ときどきはぴくろのInstagramに登場します！



- 入っていた部活：吹奏楽部 小学校から高校までトランペット、トロンボーン、ユーフォニアムを吹いていました。
- 好きだった給食のメニュー：ミルメーク
- 苦手だったこと：水泳の授業（泳げません・・・！）
- 好きなキャラクター：スヌーピー、しばんばん、サメにゃん
- 好きなおやつ：フルーツタルト
- 好きなホークス選手：柳田悠岐選手、周東佑京選手、前田悠伍投手
- 推し：玉森裕太さん、北山宏光さん、IMP.さん
ライブにも行きます！先日も東京ドームまで行きました。
- 休日の過ごし方：テニス、食材の買い出しとおかずの作り置き

どうでしたか！？みなさんとの共通点はありましたか？こんなこと相談してもいいのかな？と迷わず気軽に話ししに来てくださいね。

子どもの権利と大人の役割

宗像市子どもの権利救済委員
奥村 賢一

令和5年度の途中から、子どもの権利救済委員に就任した奥村と申します。これまでソーシャルワーカーとして、学校現場を中心に子どもたちの支援を行ってきた経験を活かし、宗像市で暮らす子どもたちのため、微力ながらお手伝いをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、令和5年4月、すべての子どもや若者が、自分らしく、健やかに、幸せに成長できる国や社会を目指して、「こども家庭庁」が創設されました。同時に「こども基本法」も施行され、条文では子どもの「権利」を擁護することを社会的責務として強調しています。「権利」について広辞苑では、「権勢」と「利益」、「権能」という三つの言葉で表しています。「権勢」とは、権力と威力を合わせた言葉であり、権力を握って勢力のあることを意味します。「利益」とは、利得、ためになること。役に立つことなどであり、「権能」とは、ある事柄について権利を主張し、行使できる能力を言います。これを子どもの権利として保障していくためには、私たち大人の役割が重要になります。「権勢」では、子どもが行使した権利を受容したうえで、それを尊重していく姿勢や態度が求められます。「利益」では、大人目線で子どもの利益を勝手に決めつけることなく、目先の事柄ばかりにこだわらずに、子どもの成長や将来を見据えた支援を行っていくことが重要です。「権能」では、子どもが自らの権利を行使するために必要な力を享受できるよう、私たち大人が子どもたちに等しく教育の機会を提供していかなければなりません。

私は仕事柄、子どもの権利をテーマとした講演をする機会がありますが、地域住民の関心は年々高まっていることを実感します。一方で、「子どもの権利を尊重し過ぎると、かえって子どもを甘やかしてしまうことになる」、「子どもの権利ばかりが強調され、子どもに義務を求めないのはどうしてなのか？」などの意見や質問を投げかけられることが稀にあります。近年、子どもの権利が重視される背景には、私たち大人が長年にわたり、国際社会の動向に相反して、子どもの権利を軽視した社会を作ってきたからにほかなりません。子どもの権利は、すべての子どもに保障された基本的人権です。そのため、子どもに義務は発生しません。こども基本法や児童福祉法の基本原理として位置付けられる国連の「児童の権利に関する条約」は、私たち大人が子どもに対して行った約束を明文化したものになります。つまり、子どもの権利を保障するための義務は、私たち大人にあると言われていきます。

みなさん、ウェルビーイング (Well-being) という言葉をご存じでしょうか。これは直訳すると「より良い状態」という意味です。もう少し具体的な表現に置き換えると「人権尊重」と「自己実現」とも言われています。日本の子どもの権利保障に向けた取り組みは始まったばかりです。私たち大人が子どもの権利に関心を持ち、適正な理解を深め、協働して役割を果たし、すべての子どもたちのウェルビーイングが成し遂げられる社会を創造していきましょう。

子ども実行委員と、新しいメンバーと、子どもたちの未来と

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」相談員
中川 誠也

平成 25 年に宗像市子どもの権利救済委員が任命され、子どもの権利相談室が設置されてから、令和 5 年度は活動 10 周年の年でした。その記念として、子ども実行委員と共に半年間準備を重ね、11 月の宗像市子どもの権利の日に合わせて『はぴくろ 10 周年記念秋まつり～子どもの権利を知って つながれ・広がり・新しい仲間たち～』を開催しました。記念イベントでは、自分たちで作成した子どもの権利ポスターを使って、子どもたちが社会への思いや意見を堂々と発表したり、宗像市の子どもたちのため、子どもたちが考え準備したブースで、子どもたちが大活躍したりと、とても素敵な空間になりました（詳細については p.31 に載せています）。

10 周年記念イベントでは、実行委員の子どもたちが“新しい仲間たち”をテーマとして掲げていましたが、令和 5 年度は相談員にも新しい仲間たちが参入してくれました。相談員が 4 人へと増えたこともあり、小学校やコミュニティセンターで相談会を開催するなど、今まで以上にフレキシブルに相談活動を展開することができましたし、子どもたちに囲まれながら、子どもたちの目線に立って、子どもたちと一緒に頭を悩ませている今のメンバーをみていると、自分は子どもたちにとって、身近で、安心して相談でき、支えになる人になれているのだろうか、振り返らせてもらう機会も頂いています。特に子どもたちと走り回っているメンバーをみていると、体力面の至らなさを感じ…今後は体力づくりにも励もうと計画をしているところです。

相談員として勤務をさせて頂いて、早いもので 8 年になります。いくつもの救済委員・相談員・事務局の方々との出会いがあり、その度にその方々の知識・経験が積み重なって、宗像市子どもの権利救済機関は発展してきました。今年度は実行委員の子どもたちと活動できたことも相まって、過去最大級に“子どもたちにとって身近な相談室”として活動できたのではないかと思います。その影響からか「はぴくろの人になりたい」「将来は、はぴくろで仕事する」等の声を寄せてくれる子どもたちが例年以上に多く、その理由として「相談を聴いてもらって嬉しかったから、今度は自分が悩みを抱える子の支えになってあげたい」といった言葉をもらうと、なんだか温かい気持ちになりますし、この優しいバトンが広がっていけば、子どもにやさしいまちづくりの推進につながるのでは!?!と感じます。いつもいつも、たくさんの新しい仲間たちとの出会いに支えられてばかりですが、1 人でも多くの子どもたちから「はぴくろと出会えてよかった」と言ってもらえるよう、そして、はぴくろとの出会いが子どもたちの未来へ良い影響として波及していくことを願いながら、これからも活動していければと思っています。

あたらしい“はぴくろ”

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」相談員
井上 麻衣

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」（以下「はぴくろ」とする）に携わって、早 3 年が経ちました。時折悩むこともありましたが、子どもたちからたくさん元気をもらうことも多く、とても充実している日々です。また、今年度から新しい相談員が 2 名加わり、職種が違おうと自分が考えていなかった視点に気づくことができ、新たな発見があったり、知ったりできることが、楽しく新鮮です。相談員同士で話しあう時間が充実し、そして子どもたちへの支援にもつながり、さまざまな視点で支援ができる大切さを実感しています。

今年度は「はぴくろ」が設立して 10 周年を迎えました。設立する約 10 年前、私は当時高校生でした。「子どもの権利」という言葉を、少し聞いたことがある程度で、詳しいことは特に分からず学生生活を過ごしていました。今、宗像市に住む子どもたちは、私の学生時代に比べると、「子どもの権利」を知る機会が増えていると思います。1 人でも多くの子どもたちに知ってもらいたい、子どもだけでなく、身近にいる大人にも知ってもらいたい、と思うなか、今回 10 周年を記念して、「はぴくろ 10 周年秋まつり～子どもの権利を知って つながれ・広がり・新しい仲間たち～」というイベントを開催しました。「はぴくろ子ども実行委員」を募集して集まった、19 名の子どもたちと、「どうしたら意見や思いが伝わるのか」「イベントに来てくれる人が楽しみながら子どもの権利を知るにはどのような工夫が必要か」それぞれが、思い思いに活動をしていました。（10 周年記念イベントの詳細は、p.31 広報・啓発活動の「はぴくろ 10 周年秋まつり～子どもの権利を知って つながれ・広がり・新しい仲間たち～」のページに記載しています）

イベントや準備期間を通して、子どもたちの表現する力や考えをもっと社会に発信できる場をつくりたい、悩みだけでなく疑問に思ったことはなんでも聞いてほしい、話してほしい、と感じることのできた時間でした。

宗像市に住む子どもたちにとって、“はぴくろ”が気軽に話せる場所・身近に頼れる場所になることをめざして活動していきたいと思います。10 周年を終えた今、あたらしい活動がスタートできるよう準備をしています。これからも、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動に注目していただけると嬉しいです。

1 年間を振り返って

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」相談員
香月 彩音

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」（以下「はぴくろ」）の相談員として勤務して、ちょうど1年が経とうとしています。はぴくろには、日々子どもたちからの色々な相談が寄せられています。私が子どもの頃、家族でも学校の先生でもない大人に相談するということは、とてもハードルが高いことでしたし、まず困った時や悩んだときに、「相談してみよう」と思いつくこともなかったように思います。それだけ、宗像市の子どもたちにとって、はぴくろの存在や、相談するということが身近なものになれているということは、とても素敵なことだと思いますし、これまでははぴくろに関わってこられた方々のおかげだなと感じています。また、子どもたちにとって身近な相談室であるということは、子どもが初めて、家族や学校の先生以外に相談する相手となる機会が多いということでもあります。子どもが自分で相談したという経験や、相談を聞いてもらえたという経験は、その時に悩んでいたことだけでなく、子どもたちの、その次にもつながっていくのではないかと思うので、はぴくろが、子どもにとって安心して話せる場であり続けるよう、また、子どもにとってははぴくろに相談したということが良い経験として残るよう、今後も精一杯努めていきたいと思っています。

今年は、はぴくろが設立されて10周年の年ということで、11月に子どもと一緒にイベントを開催しました。子どもの権利や、子どもの思いを宗像市のみなさんに知ってほしいという思いで集まってくれた子ども実行委員と一緒に、企画から当日の運営まで、一緒に活動をしたのですが、特に、イベント当日に行った、子どもの権利ポスターについての発表が印象に残っています。「笑顔があふれるまちになってほしい」「みんなが自分らしく、自信をもって好きなことができるようになってほしい」「みんなが安心して自分の気持ちを伝えることができるようになってほしい」「自分ができると思ったことができるということに気づいてほしい」など、子どもたちの思いが詰まった発表を会場で聞いた方々はきっとみんな、優しくてほっとするような気持ちになったのと同時に、大人は特に身が引き締まるような思いにもなったのではないかなと思います。はぴくろも、今回のイベントを通して、子どもたちから発信された思いを大切に受けとめ、また、子どもたち自身にも、自分たちの思いが大切にされていると伝わるように、今後の活動に生かしていきたいと思っています。これからも、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」をよろしく願いいたします。

はぴくろ相談員になってみて

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」相談員
中村 遼太郎

私は令和5年9月に、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」（以下“はぴくろ”）の相談員になりました。教育系の大学を卒業したものの、これまで教壇に立った経験もなく、今の子どもたちがどんな悩みや困りごとを抱えているのか全く想像が付きませんでした。最初の相談では、どんな相談が来るのだろうかかなり緊張したことを覚えています。実際に子どもたちからの相談内容は人間関係や勉強、習い事のことなど本当に多様で、子どもたちが真剣に相談する姿に改めて身が引き締まる思いでした。大人だと何も感じないようなことでも、子どもならではの感性で敏感に反応したり傷ついてしまったりと子どもだからこその悩みがたくさんあり、子どもの相談を聴く難しさを今でも日々感じております。相談の流れで子どもと一緒に問題解決のための作戦を考え、後日「うまくいきました。仲直りできました。」というお手紙をもらったときは、とてもうれしかったです。

今年は“はぴくろ”ができて10周年の年でした。11月には、子どもたちが企画・運営をした10周年記念イベントを行い、子どもたちの気持ちや「子どもの権利」について発信することができました。子ども一人ひとりが「子どもの権利」について考えたポスターを発表する姿は、今思い出しても感動します。また、実行委員として活動してくれた子どもたちや来場して下さった方々の思いも知ることができました。頂いた意見は今後の活動にもしっかり活かしていきます。今後も、“子どもの活躍の場”や“子どもが意見を表明できる場所”など「子どもの権利」に関するイベント等を行っていく予定です。定期的に情報発信していきますので、ぜひチェックしてみてください。

私たち“はぴくろ”がいろんな活動をできるのは、学校を始めとした関係機関、地域や保護者の方々のご協力があってこそです。この場をかりて改めて感謝いたします。私たちはこれからも子どもの味方であり、子どもの気持ちを第一に活動していきます。皆様にもまたご協力を依頼することもあるかと思っておりますので、その際はぜひご助力いただけると幸いです。2024年度も“はぴくろ”をどうぞよろしくお願いいたします。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関する

アンケート調査結果

1. 調査の目的

本調査は、むなかた子どもの権利相談室の各種事業に対する子どもの意見を聴き、本市の子どもの権利保障の充実を図る一助とすることを目的としています

2. 調査対象・回収率

市立学校5年生 703/951人(回収率 73.9%)、8年生 763/908人(回収率 84.0%)
総数 1466/1859人(回収率 78.9%)

3. 調査方法

各学校へ協力を依頼。各生徒のタブレットにて実施

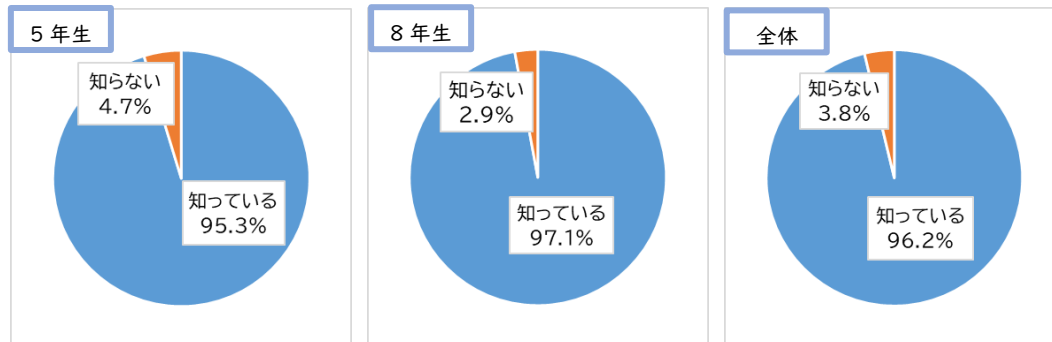
4. 調査期間

令和5年11月28日～令和6年1月15日

5. 調査結果概要

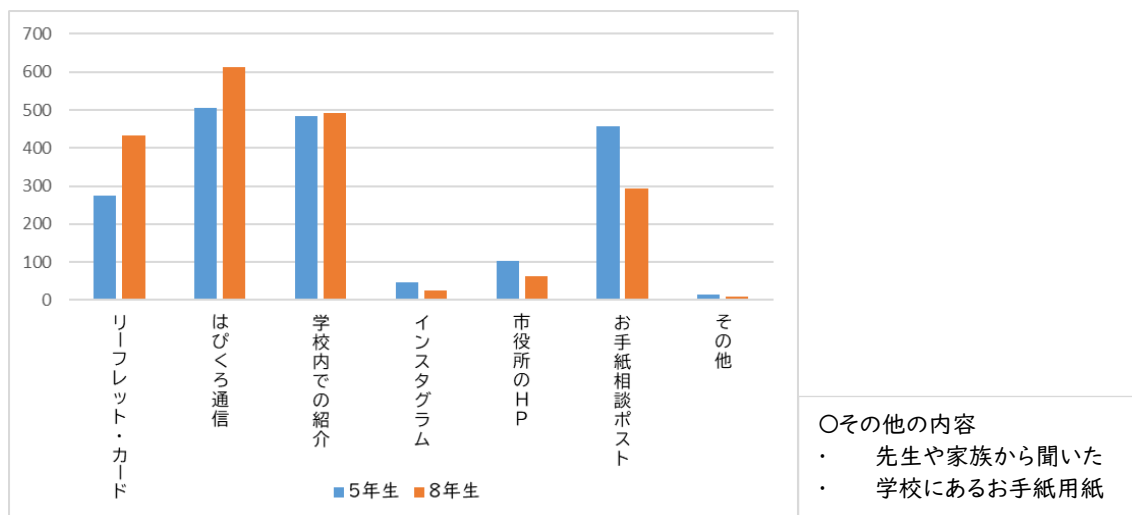
- ① 「ハッピークローバー」の認知率は全体で96.2%でした。
- ② 見た・聞いたことがある相談室の紹介については、機関通信、校内啓発、お手紙相談ポスト、リーフレット・カードと、学校内で周知・配布しているものが多くなっていました。
- ③ 今、悩んだり困ったりしていることがあると答えた人は全体の15.1%でした。
※ 「ある」と答えた人の悩みの内容は、5年生「友だち」「自分」「家族」、8年生「将来」「勉強」「自分」の順で多くなっていました。
- ④ 悩みがある時に相談する相手は、全体的に「友だち」「親」「先生」が多くなっていました。
- ⑤ これまでに「ハッピークローバー」へ相談した人の感想は、「とてもよかった・よかった=59.2%」「ふつう=30.6%」「あまりよくなかった・よくなかった=10.2%」でした。
- ⑥ 悩みがある時に「ハッピークローバー」に相談してみようと思うと答えた人は、全体の21.4%でした。
※ 「はい」と答えた人の理由は、「気軽に相談できるイメージがあるから」「名前を言わなくても相談できるから」が多くなっていました。
※ 「いいえ」と答えた人からは、「もっとはぴくろの人のことが分かれば」「楽しいイベントをしたら」相談してみようと思うといった意見が多く寄せられました。
- ⑦ 宗像市子ども基本条例の4つの子どもの権利について、「知っている」と答えた子は5年生74.4%、8年生86.5%でした。

① おなかつた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？



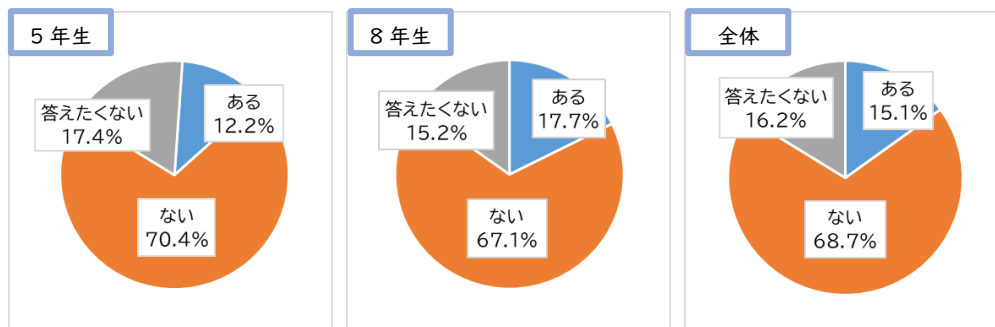
- 全体 96.2%の子どもたちが、「ハッピークローバー」を知っていると回答していました。
- 多くの子どもたちに認知し続けてもらえるよう、周知啓発を続けていきます。

② 「ハッピークローバー」の紹介で、見たこと、聞いたことがあるものにチェックをつけてください（複数回答可）。

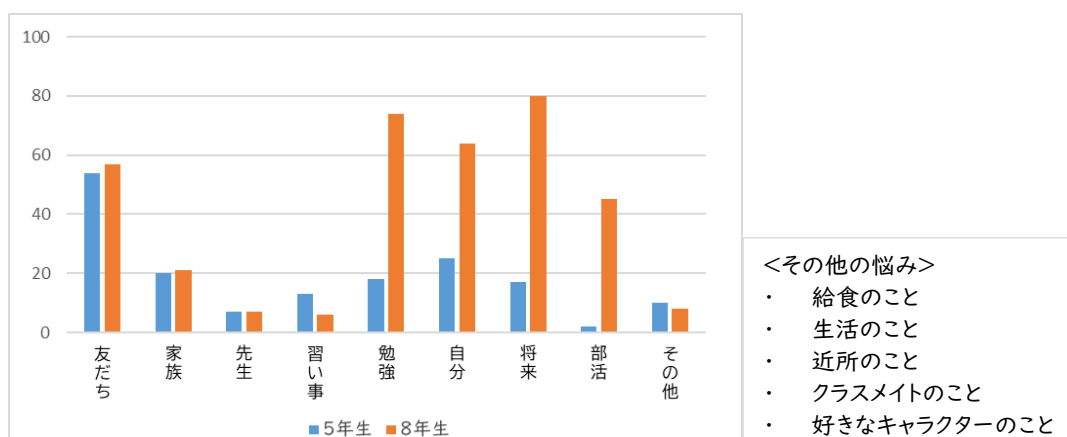


- 「はぴくろ通信」「学校内での紹介」「リーフレット・カード」で「ハッピークローバー」の紹介に触れる子が多いようです。
- 5年生は「お手紙相談ポスト」での「ハッピークローバー」の紹介もよく覚えてくれているようです。

③ あなたは今、悩んだり、困ったりしていることがありますか？



※ 「ある」と答えた人へ、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？(複数回答可)

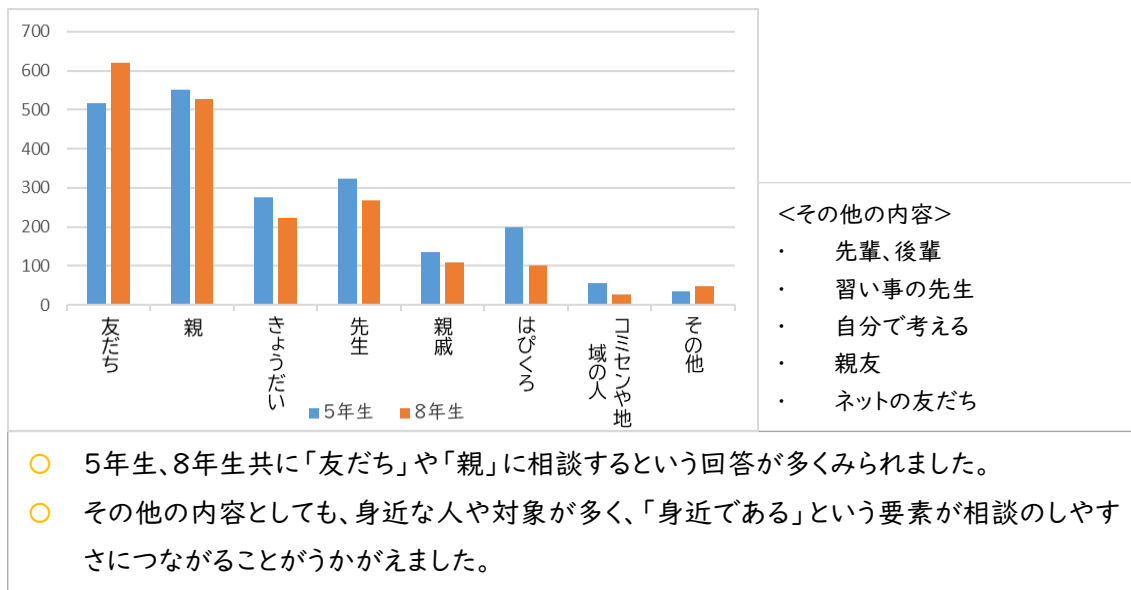


- 全体の 15.1%の子どもたちが、今悩みや困っていることがあると回答していました。
- 内容として、5年生は「友だち」についての悩みが多いのに対し、8年生は「勉強」・「自分」・「将来」についての悩みが多くなっていました。

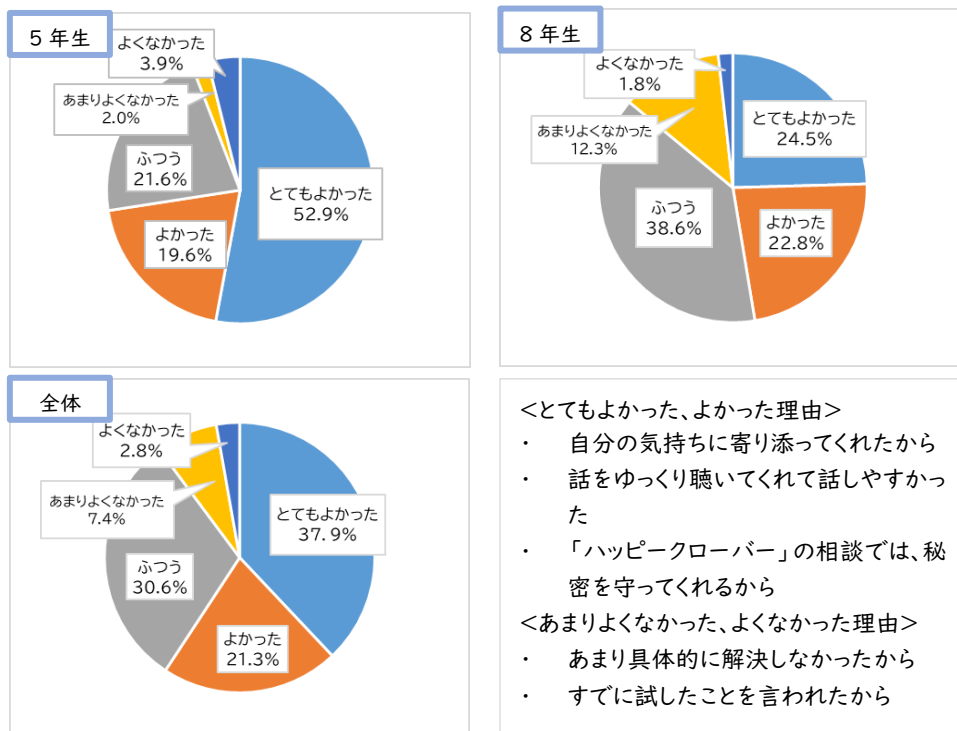
※ 「ない」と答えた人へ、悩んだり困ったりした時、それをどうやって乗り越えましたか？
(自由記述)

- ・ 友だちや先生、家族に相談した
- ・ まわりの大人や「ハッピークローバー」に相談する
- ・ 相手に自分の気持ちを伝えた
- ・ 原因をはっきりさせる
- ・ 友達や、その原因の人としっかり話し合った
- ・ 現実を受け止め、前を見る
- ・ なぜ悩みがあるのか考え、原因となるものと距離をとった
- ・ 楽しいことを考える
- ・ 気合い
- ・ ポジティブに考える
- ・ 考え方を考える
- ・ 自分には必ず出来る事があり自分は他の人とは違う才能があると思っていた
- ・ 自分の好きなことをして心をおちつかせる
- ・ 時間が経つとなやみが消えた
- ・ 遊んで食べて寝る
- ・ 自分で抱え込まない。「つらい」と思ったら周りの人に相談する。私の味方は絶対にいるから、その人に相談した

④ あなたは悩んだり、困ったりしているとき、だれに相談しますか？(複数回答可)



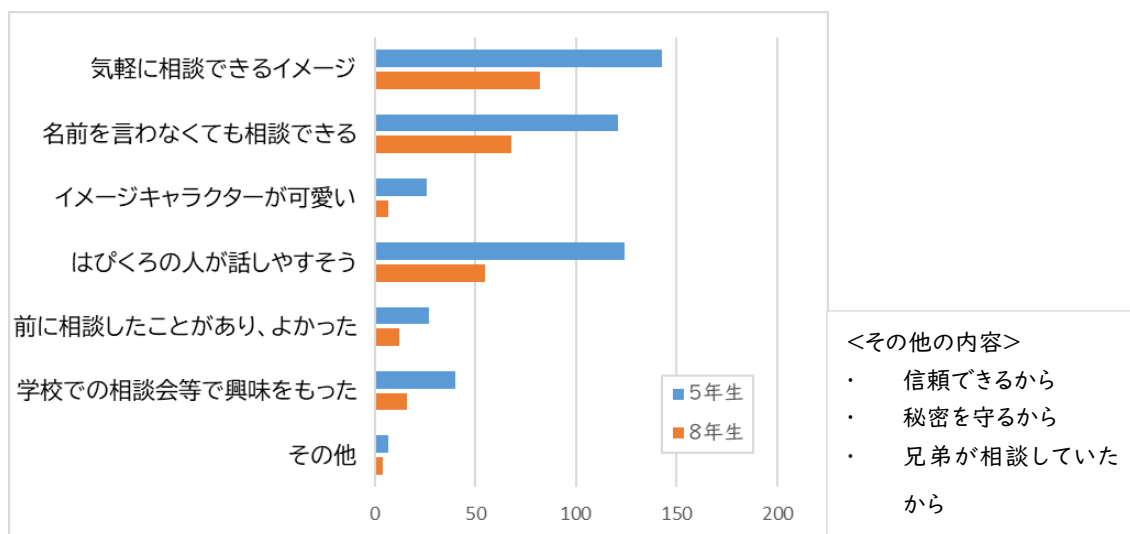
⑤ これまでに、「ハッピークローバー」へ相談したことがある人にお聞きします。相談してみようでしたか？



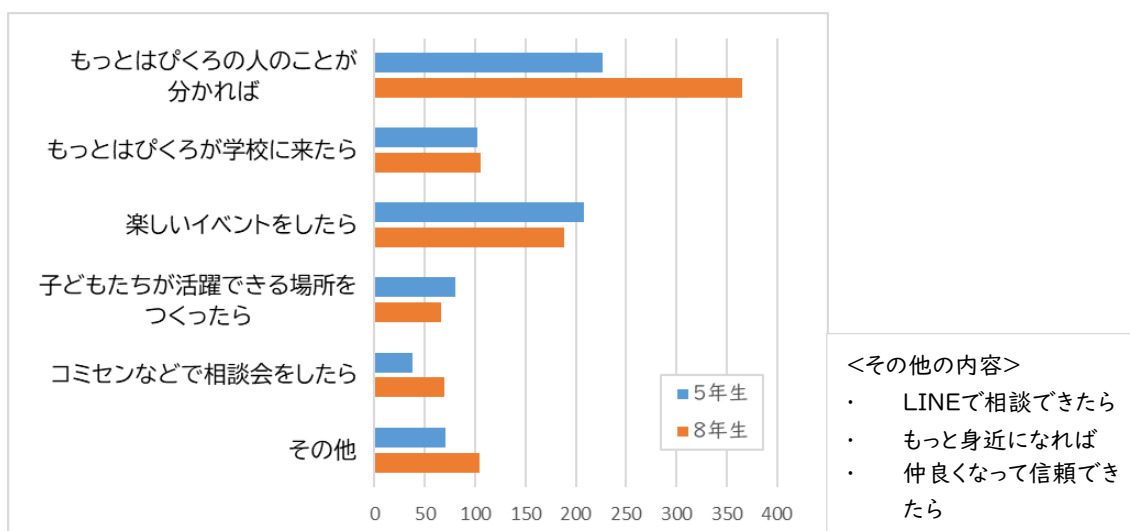
⑥ これから先、あなたが悩んだり、困ったりしたとき、「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？

- ・ 5年生 [はい 29.0%、いいえ 23.5%、わからない 47.5%]
- ・ 8年生 [はい 14.3%、いいえ 37.6%、わからない 48.1%]
- ・ 全体 [はい 21.4%、いいえ 30.8%、わからない 47.8%]

※ 「はい」と答えた人へ、「相談してみようかな」と思ってくれた理由や、きっかけがあれば、教えてください。



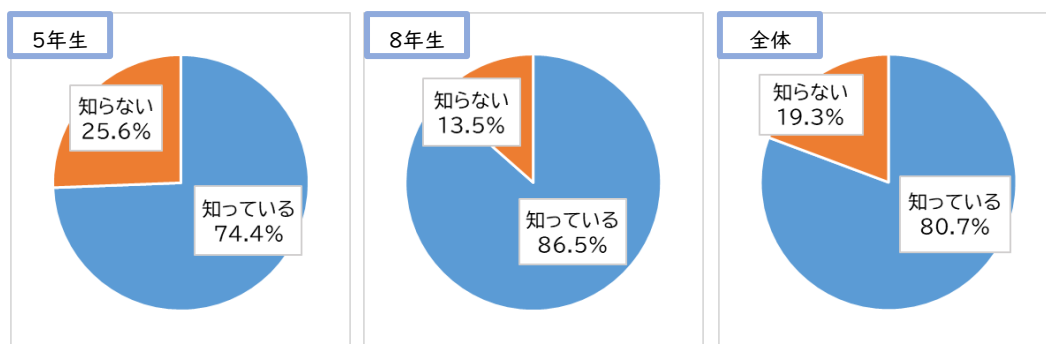
※ 「いいえ」と答えた人へ、「ハッピークローバー」がどうなれば、または、「ハッピークローバー」にながれば、「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？



- 全体の約2割が、悩みがある時は、「ハッピークローバー」に相談してみようと思うと回答していました。
- 5年生、8年生ともに、「もっとはびくろの人のことが分かれば」相談してみようと思うという回答が多くなっていました。

⑦ 「宗像市子ども基本条例」において、みなさんには生まれた時から4つの子どもの権利があるとされています。この子どもの権利のことを知っていますか？

※4つの権利＝「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」



- 全体の80.7%の子どもたちが、子どもの権利について知っていると回答していました。
- 子どもたちが子どもの権利について知ることは、いじめや虐待等をはじめとする、何らかの権利侵害を受けている状況へ違和感を持ち、周囲に助けを求めるための基盤となります。
- 今後も子どもの権利含む宗像市子ども基本条例の周知に努め、子どもにやさしいまちづくりの推進に尽力していきます。

宗像市子ども基本条例と宗像市子ども施策

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯

① 条例制定の経緯

平成元年 11 月	国連総会で「児童の権利に関する条約※」を採択（11 月 20 日）
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准⇒新たな国内法の整備なし
平成 10 年 12 月	「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定（日本初）
平成 22 年 4 月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成 23 年 9 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書提出
平成 23 年 10 月	パブリック・コメント(市民意見提出手続)を実施
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書（条例案）提出
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決（全員賛成） 条例公布
平成 24 年 4 月	条例施行（子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行）
平成 25 年 4 月	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

※「児童の権利に関する条約」についての外務省 HP での説明

「この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況に置かれている児童がいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障、促進するため、国連人権委員会の下に設置された作業部会において、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10 年間にわたって行われた審議の成果です。この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています。」

② 条例への市民（子どもを含む）の意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換（平成 22 年 10 月 3 日）
宗像市次世代育成支援対策審議会委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施した。
- 子どもに関わる団体との意見交換（平成 22 年 11 月 11 日）
宗像市次世代育成支援対策審議会委員が 5 団体 9 人と意見交換を実施した。

○ アンケート調査

- 宗像市子どもまつりにおける調査（平成 23 年 11 月 3 日）
子どもと大人それぞれを対象に実施した。（子ども 244 人、大人 252 人から回答）
- 市立小中学校における調査（平成 23 年 1 月～2 月）
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象に実施した。
- 市民アンケート調査（平成 23 年 2 月）
「児童の権利に関する条約」の認知度調査を実施した。

○ 意見募集

- パブリック・コメント（平成 23 年 10 月 1 日～31 日）
15 通 127 件の意見が提出された。また、パブリック・コメントと並行して説明会を実施した。

(2) 条例の特徴及び子ども施策推進体制

① 条例の特徴

- ※ 子どもの権利に関する総合的な条例の施行は、福岡県内では、志免町、筑前町、筑紫野市に次ぎ4番目。令和5年5月現在、全国約1,800の地方自治体（都道府県市町村）のうち64団体（約3%）が条例施行している（子どもの権利条約総合研究所ウェブサイトより）。現在においても稀な条例。
- ※ 「前文」がある条例：市の特別な想いが入った条例。（約220本の市条例のうち、前文があるものは7本のみ）
- ※ 「子どもの権利（第2章）」「大人の責務（第3章）」「子どもにやさしいまち（第4章）」を3つの柱として構成され、「子どもの権利救済制度（第6章）」についても規定した、子どもの権利に関する「総合的な条例」に分類されている。本市の子どもの健やかな成長に向けた基本的な理念の規定とともに、市子ども施策の推進策や子どもの権利の救済回復の具体策まで規定した条例。

② 施策の推進体制

- 令和2年3月に「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画（第2期宗像市子ども基本条例行動計画を兼ねる令和2年度から令和6年度までの5か年計画）」を策定し、諸事業を推進している。
- この行動計画の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会が担うこととされている（第27条）。

令和5年度 宗像市教育子ども部の行政組織体制

子ども子育て部	子ども育成課 ※宗像市子ども基本条例、第2期宗像市子ども基本条例行動計画及び宗像市次世代育成支援対策審議会の所管課	子ども政策係
		幼児教育保育係
		幼児施設支援係
	子ども支援課 ※宗像市子どもの権利救済委員の事務局	子ども支援係
		発達支援係
	子ども家庭センター	子ども相談係
		子ども家庭係
		子ども保健係

(3) 子ども育成課関係事業の救済委員への報告

前述のとおり、「第2期宗像市子ども基本条例行動計画」の事業実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会で行うものであるが、宗像市子どもの権利救済委員に対して、令和5年度の子ども育成課事業のうち、条例に直接関係する以下の事業等について報告・説明した。（条例の3つの柱に整理して、隔月報告）

① 子どもの権利（啓発）について

- 福岡県大刀洗町議会議員の条例視察対応について
- 福岡教育大学幼児教育授業における条例講座について

- 「赤間地区青少年育成部会」及び青少年指導員への条例講座について
 - 「2023 夏の課外授業 in むなかた」イベントにおける条例講座について
 - 「40代・50代のためのくらしの学校」における条例講座について
 - 福津市議会議員の条例に関する質疑対応について
 - 「家庭教育学級」における条例周知について
 - 「子ども支援ボランティア養成講座」における条例講座について
 - 兵庫県たつの市議会議員の条例視察対応について
 - 市立学校「宗像市子ども基本条例に基づく取組」の実施について
 - 「宗像市子どもの権利の日」のぼり旗の掲示について
 - 「令和5年度宗像市子ども関係施設職員研修会」における条例講座について
 - 11月号市広報紙への「宗像市子どもの権利の日」記事掲載について
 - 庁内掲示板による市職員への「宗像市子どもの権利の日」の周知について
 - 庁舎1階ロビー「広告付き番号表示版」での「宗像市子どもの権利の日」の周知について
 - むなかた子ども大学（グローバルアリーナ会場）での保護者向け条例周知について
 - 青森県三沢市議会議員の条例視察対応について
 - 「子どもの安全に関する研修会」における条例講座について
 - 自治労福井県本部役員の条例視察対応について
- ② 大人の責務（市の役割）について
- 子ども関係施設（子育て支援センター、子育てサロン、保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所、プレーパーク、中高生の居場所等）の運営について
 - 子どもの権利の啓発について（上記①）
- ③ 子どもにやさしいまちづくりについて
- 宗像市次世代育成支援対策審議会（行動計画の実施状況等協議）について
 - 子どもの居場所づくり（プレーパーク、中高生の居場所づくり、人づくりでまちづくり事業補助金、子どもの居場所づくり団体情報交換会、子ども支援ボランティア養成講座、パネル展示の開催、宗像・糟屋北部地域こども食堂ネットワーク会議への参加等）について
 - 子どもの意見表明の機会の提供（はぴくろ実行委員意見聴取、こども計画策定に係るグループインタビュー、宗像市次世代育成支援対策審議会委員に臨時委員を追加）について
 - 子育て支援事業（子育て支援センター運営等）について
 - こども計画策定に係る基礎調査（委託業者選定委員会開催、子ども・子育て支援に関するニーズ調査、子ども・若者育成支援に関する意識調査、子どもの生活に関する実態調査、グループインタビュー、関係施設ヒアリング）について

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

令和4年3月30日条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人とのふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱と

し、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合っ
て進めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利を守るた
めに、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするととも
に、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの
権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権
利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(令4条例5・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住
所を有する18歳未満の者を除く。

ア市内に住所を有する者

イ市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ市内の学校に在学する者

エ市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

イ学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

ウ社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設

エその他子どもが関係する施設

- (5) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。次号において
「法」という。）第2条の児童虐待をいう。

- (6) 通告 法第6条第1項による本市福祉事務所又は福岡県宗像児童相談所への通告
をいう。

(令4条例5・一部改正)

(責務)

- 第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。
- 2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。
- 3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。
- 4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。
- 5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。

- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ばす機会が得られること。
- (2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。
- (3) 意思決定に参加すること。
- (4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

- 2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。
- 3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

- 2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 保護者は、虐待、体罰その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。
- 5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。
- 6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子

子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。
- 4 市民等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けてはならない。
- 4 子ども関係施設は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止に努めるとともに、子ども及び保護者が相談しやすい環境を整備しなければならない。
- 5 子ども関係施設は、虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告しなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、体罰、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。

- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

(令4条例5・一部改正)

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の宗像市次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(令4条例5・一部改正)

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めなければならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

- 2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日（以下「権利の日」という。）を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

(救済委員の職務)

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

- (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。
- (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。
- (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。
- (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
 - (2) 人権について十分に配慮すること。
 - (3) 関係機関等と協力すること。
- (救済委員に対する支援及び協力)

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めるときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

（平25条例8・一部改正）

第8章 雑則

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日条例第5号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

改正 平成28年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子ども権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

（調査）

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において審査請求の審理中である権利関係に関

するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
- (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないとき。

- 2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。

(平28規則11・一部改正)

(調査の中止等)

第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。

- (1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。

- 2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。

(市に対する調査等)

第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。

- 2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係

者間の調整（以下「調整」という。）をすることができる。

- 4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

（市以外のものに対する調査等）

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

- 2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

- 3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

（身分証明書の提示）

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書（様式第4号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（勧告などの実施）

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

- 2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

様式第1号（第8条関係）

救済申立書	年 月 日									
（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員										
（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____										
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。										
(1) 救済を必要とする子どもの氏名等										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">氏名 _____</td> <td style="width: 20%;">年齢 _____</td> <td style="width: 50%;">保護者の氏名 _____</td> </tr> <tr> <td>郵便番号 _____</td> <td>住所等 _____</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号 _____</td> <td>その他 _____</td> <td></td> </tr> </table>		氏名 _____	年齢 _____	保護者の氏名 _____	郵便番号 _____	住所等 _____		電話番号 _____	その他 _____	
氏名 _____	年齢 _____	保護者の氏名 _____								
郵便番号 _____	住所等 _____									
電話番号 _____	その他 _____									
(2) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことですか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことですか。 _____										
* どのような問題なのかを(6)で説明してください。										
(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] （ありの場合、その制度名を記入） _____										
(4) 添付資料の有無 [なし ・ あり（ _____ 枚）]										
(5) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他（ _____ ）]										
(6) 申立ての理由となった問題についての説明等										
備考										

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ * どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書		年 月 日
(あて先) 宗像市子どもの権利救済委員		
(申立人)		
氏 名		(歳)
郵便番号		-
住 所 等		
電話番号		
救済を必要とする子どもとの関係		
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地		
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。		
取り下げの理由		
備考		

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

5.5cm	横 2.5cm 縦 3.0cm	<p style="margin: 0;">身分証明証</p> <p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 0;">職 名 宗像市子どもの権利救済委員</p> <p style="margin: 0;">氏 名</p> <p style="margin: 0;">生年月日 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">有効期限 年 月 日</p>	
	<p style="margin: 0;">上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">宗 像 市 長 印</p>		
9.0cm			

（裏）

<p style="margin: 0;">宗像市子ども基本条例（抜粋）</p> <p style="margin: 0;">（子どもの権利救済委員）</p> <p style="margin: 0;">第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。</p> <p style="margin: 0;">（救済委員の職務）</p> <p style="margin: 0;">第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p style="margin: 0;">(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。</p> <p style="margin: 0;">(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。</p> <p style="margin: 0;">(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。</p> <p style="margin: 0;">(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。</p> <p style="margin: 0;">(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。</p>
--

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

5.5cm	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;">横 2.5cm 縦 3.0cm</div> </div>	<p>身分証明証</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p>職 名 宗像市子どもの権利相談員</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p>
	<p>上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宗 像 市 長 印</p>	

9.0cm

(裏)

<p>宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）</p> <p>（子どもの権利相談員）</p> <p>第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 相談員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。</p> <p>(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。</p> <p>(3)子どもの権利の普及に関すること。</p> <p>(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。</p>

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第10条関係）

様式第4号（第13条関係）

令和5年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職名	氏名	職業等
子どもの権利代表救済委員	藤田 裕子	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	河内 祥子	教育関係者 (福岡教育大学 教授)
子どもの権利救済委員	二見 妙子 (～R5年9月)	教育関係者 (福岡県立大学 助教)
子どもの権利救済委員	奥村 賢一 (R6年1月～)	社会福祉士 (福岡県立大学 准教授)
子どもの権利相談員	中川 誠也	臨床心理士 公認心理師
	井上 麻衣	社会福祉士 精神保健福祉士
	香月 彩音	臨床心理士 公認心理師
	中村 遼太郎 (R5年9月～)	教員免許保持者
事務局員	恵谷 英之	子ども支援課長
	本田 康浩	子ども支援課主幹兼子ども支援係長
	小田 さくら	子ども支援課子ども支援係



『ふくちゃん』は子どもたちが応募した作品の中から子どもたちの投票によって選ばれました。『ふくちゃん』には、“全ての子どもたちに福ふくが来るように”という願いが込められています。

令和5年度 宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

令和6年9月発行

発行 : 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室
住所 : 〒811-3492
福岡県宗像市東郷一丁目1番1号（宗像市役所西館1階）
電話 : 0940-36-9094
FAX : 0940-37-3046
子ども専用フリーダイヤル : 0120-968-487
宗像市公式ホームページ : <http://www.city.munakata.lg.jp>